

令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第2回）

令和2年11月11日

【小島会長】 皆様、大変お待たせをいたしました。定刻を少し過ぎましたが、ただいまより令和2年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第2回）を開催いたします。委員の皆様、御多用のところ御出席いただきましてありがとうございます。

まず、前回御欠席の委員を御紹介いたします。児島やよい委員です。

【児島委員】 児島でございます。前は失礼いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

【小島会長】 前回御欠席でしたが、現代アートに関する資料を御提出いただき、紹介させていただきました。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、都竹委員は所用により御欠席です。

次に、事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【二見文化資源活用課補佐】 前回同様、新型コロナウイルス感染防止のため、プレスを含む傍聴者はオンライン参加です。また、岩崎、甲斐委員、竹内委員もオンライン参加です。

音声配信の都合上、大変申し訳ありませんが、タイムラグが生じることもございます。御不便をおかけしますが、何とぞ御了承ください。

本日の配付資料についてですけれども、まずお手元に議事次第。それから、資料1、2、3が、3-1から3-5までございます。資料4。参考資料として、パンフレット関係が5つです。パンフレットと1枚紙が5つあると思います。また、委員のお手元には、前回資料等をつづったファイルを机上に用意させていただいておりますので、必要に応じて御参照ください。こちらはどんどん今後も追加してまいりますので、お持ち帰りにならないようにお願いします。

【鍋島課長】 青いドッジファイルです。こちらです。

【二見文化資源活用課補佐】 資料の不足等がございましたら、事務局までお申し付けくださいませ。大丈夫そうですか。

あと今回、会場にいらっしゃる方について、マイクなんですけれども、お手元のマイクのスイッチを押していただくとオンになります。もう1回押すとオフになりますので、御

発言なさる際は一度スイッチを押して、御発言が終わりましたらもう一度押してオフにしてください。オンになっているときは、小島会長のマイクを見てもらったら分かりますとおり赤くなりますので。

それでは、以上でございます。よろしくお願いします。

【小島会長】 ありがとうございました。

続きまして、本日の会議の進め方を御説明いたします。まず第1回目の主な御意見を、事務局から簡単に御紹介いただきます。その後、前回会議で御紹介しましたように、前回資料の主な検討事項案を踏まえ、前半、後半に分けて関係者の方々からのヒアリングを実施いたします。本日は、9名の方々に御参加いただいております。御参加いただいた先生方には、大変お忙しい中、本会議に御参加いただきまして大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。

最後に、ヒアリングが終了し、御発表いただいた先生方の御退席後、事務局から前回の議論を踏まえた補足説明をしていただいた上で、意見交換を行います。

それでは、早速、議事を進めます。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

【鍋島課長】 本日もどうぞよろしくお願いいたします。座って失礼します。

資料1を御覧いただければと思います。資料1としまして、第1回（10月28日）、前回の会議の主な意見を、検討事項ごとに事務局で整理したものです。本来であれば、こちらの会議公開でやらせていただいていますので、発言者のお名前を入れた議事録を御用意すべきところなのですが、すみません、ちょっとまだ作業にもう少し時間をいただければと思います。こちらにつきましては、また後ほど準備できましたら、委員の方々に御確認をいただいた上で、文化庁のホームページで公開したいと思います。

こちらの主な意見、事前に各委員の皆様にも本当に大変短い時間ではあったんですが、ざっと御確認いただいたものです。児島やよい委員からは、先ほどもお話のように書面で御意見もいただいておりますので、こちらのほうも入れさせていただきました。

検討事項の1、これは無形の文化財、そして無形の民俗文化財に関して、国による保護の措置の必要性が高く、今後の保存・活用の在り方の論点です。こちらにつきましては、平成30年に制度化された市町村の地域計画によって、お祭りなどが地域文化の特色として出てきているのではないかと、また登録制度を設けることによって、地域にとっても誇りとなったとか、市民参加という点でもどうかと。それから、逆に、災害等で非常に厳しい状況、少子高齢化等もあります。国としてのバックアップが必要ではないかと。そし

て、これまで無形の文化財に登録制度がなかった理由や、既に制度がある有形文化財の課題とかメリットを検証していったほうがいいという御意見。特に美術工芸品や建物のお話もありました。こちらは後ほどヒアリング後になるかと思いますが、少し補足して紹介したいと思います。また、その区別をどうするのか、国と地方の役割分担のお話もありました。

検討事項の 2、こちらは茶道、華道等や食文化をはじめとする生活文化の新しい分野のお話です。現時点では価値づけが定まっていない、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない分野の話ですが、芸能と同様、書道も含めた生活文化においてコロナの影響が非常に大きい、発表の機会だけではなくて、教授活動の場という点でも検討が必要だと。

また、食文化は総合芸術であり、従来の形にとらわれない考え方もできるのではないかと、また多義的な面があるので、そういったところの文化財の考え方をどう運用できるのか。それから、全ての文化財は当時の現代アートだということで、このような側面から考えてみることができるのではないかと、または変化がどうなのかという御意見も意見交換がありましたが、変化できる部分と変えてはいけない部分の整備も必要ではないかと、裏面になりますが、現代アートの課題のようなお話もいただきました。

また、定義がはっきりしないような面もあるので、よく文化財の枠組みに当てはめることの是非を考える必要があるのではないかと。また、現状変更等も、規制とメリット等の考え方をよく考えていく必要があるという話がありました。

検討事項 3 は、地域における文化財の活用の在り方のお話ですが、地方創生の観点からも、将来の地方創生の種をまくことにつながるのではないかと、県として既に無形の民俗文化財の検討をいただいているが、地域の課題に応じて対応する必要があるとか、そういった点に当たり、学芸員、専門家の方々の不足というのが非常に大きいとか、特別交付税などの手厚い支援が必要であるという話がありました。

検討事項 4 としては、全体を通じるものですが、非常に多様なものではありますが、公的支援についても疑問という意見もありますが、一方で個人が活動を支えきれない中での支援は必要だという御意見もありました。十分整理できていない点ではありますが、主な意見としましてはこういったところです。ありがとうございました。

【小島会長】 ありがとうございました。とにかく今日は盛りだくさんの内容になりますので、事務的に進めていくことにいたします。

続きまして、議題 1 の関係者の方々からヒアリングをさせていただくことになります。

資料 2、ヒアリングの進め方を御覧ください。タイムテーブルをこんな形で準備しております。10 分という短い時間の中でお話をさせていただきますので、十分御説明できないというようなこともあるかと思いますが、時間は申し訳ありませんが、10 分刻みで進めてまいります。

前半は、前回会議の資料 2 の後ろにとじておりますけれども、主な検討事項案の、主として 1 と 2 に関連して、4 名の方々から各 10 分以内で発表していただき、最後にまとめて意見交換を 25 分行う予定です。後半は同様に、主として 2 に関連して、5 名の方々から各 10 分以内で発表していただき、最後にまとめて意見交換を 25 分間行う予定です。なお、前半の方々が 2 について、後半の方々が 1、3 についてお話しいただくことも可能です。

10 分以内ということで、時間の制約もございます。大変短い時間で恐縮でございますが、終了 1 分前になりましたら、事務局から合図をいたします。発表時間の御参考にしていただければ幸いです。多くの方々にお越しいただいている関係上、発表時間は 10 分以内にしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本会議は資料を含めて公開で行っております。本日も、プレス等の傍聴の方々もオンラインで傍聴していらっしゃいます。また、後に発言者名入りの議事録を作成いたしますので、このことについても御了承ください。

早速ですが、それでは、まず最初の御発表をお願いいたします。群馬県立館林美術館特別館長の佐々木さん、よろしくお願いいたします。

【佐々木氏】 佐々木と申します。ヒアリング資料、簡単なものを用意しましたので、それに従って述べさせていただきます。

まず 1 番の、「無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について」ですが、無形文化財及び無形の民俗文化財の保護に関しましては、現在、文化財保護法で定められております「記録選択」と略して言っておりますが、正式には「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択、無形の民俗文化財の選択」の制度があります。文化財保護法第 77 条には、このように記されています。「文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる」。無形の民俗文化財に関しましても、文化財保護法第 91 条で、この規定を準用する

ということになっております。

ちなみに、工芸技術関係の選択基準ですが、「陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち我が国の工芸技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの」というふうになっております。

これまでに記録選択された無形文化財及び無形の民俗文化財の中から、国指定になったものもあります。記録選択の制度は、その役割を果たしていると言っていると思います。登録制度を採用する場合、どのように整理するのか、十分な検証、検討が必要だと思います。

次に、「地域における文化財の保存及び活用をより一層推進するため、文化財保存活用計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。」ですが、地方公共団体は、それぞれ文化財保護条例により、それぞれの地域にある、地域的特色を持つ文化財等の保護を図ってきています。その充実を図ることは必要なことであろうと思います。国は、この地方公共団体の取組を尊重しながら、総合的な見地から、振興・支援策等、現在国は委託事業として、「伝統文化親子教室」事業、それから、「地域文化功労者表彰」制度等がありますが、こういったことを総合的に調整を図りながら、国が保護施策を講ずるべきであると思います。

それから、懸念しておりますことは、文化財の範囲を広げるということに関しまして、例えば、生活文化に関しての専門家、そういった人たちが果たしているのかどうか。そういったことも課題になってくようかと思います。

簡単ですが、以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。まだまだお話ししていただきたいことがあったかと思いますが、また質疑のところでは補っていただければと思います。主に1と3についての御意見を述べていただきました。また、併せて文化財の範囲を広げることについての御意見もいただきました。

続いて、お二人目、東京文化財研究所客員研究員の菊池さん、よろしくお願いいたします。

【菊池氏】 菊池でございます。よろしくお願いいたします。私は、無形の民俗文化財の保護制度について、少しお話をさせていただければと思っております。

無形の民俗文化財については、指定があつて、現状ですと記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財という制度があつて、指定と選択という形で保護が図られてきていると

言えます。この記録選択については、現在までのところ、647 件の記録選択が行われております。この記録選択の制度が始まりましたのが、昭和 29 年の法律改正のときからだというふうに承知しておりますけれども、第 1 回目に記録選択されたものは、1 つは田植え習俗というタイトルで、十二、三県にまたがる記録選択が図られております。それともう一つ、木地屋の生活伝承という名前で、やはりこれも複数の県にまたがって記録選択が図られております。これらについては後に調査を実施しまして、記録選択の報告書を出版しております。それは現在、無形の民俗文化財の記録集という形で出されておまして、これらで記録作成を実施するというスタイルを取ってきておりました。言わば指定以外の文化財、無形の民俗文化財についても保護の対象としてきたということが言えると思います。

この保護の制度につきましては、平成 16 年の前々回の法律改正のときに、民俗文化財で申しますと民俗技術という分野ができたのと、それから、そのときに併せて有形の民俗文化財に登録制度を設けられております。このとき以来、有形については指定と登録の制度ができ、無形については、このときに登録制度を導入せずにいた。結果として、記録選択と登録という、無形の民俗文化財の中に指定の文化財以外の文化財の保護の対象となるべきものが、選択と登録という 2 つの形でできたことになります。

今回議論になっておりますというか、話題になっておりますところで言いますと、無形の民俗文化財に登録制度を設けるということになりますと、気になっておりましたのが、登録と記録選択の違いといいますか、無形の民俗文化財の中で登録されるものと記録選択されるものが出てくる、指定以外に 2 つの制度ができるのではないかと。そうすると、無形文化財と無形の民俗文化財の区別をどうするのかということを踏まえまして、無形の民俗文化財そのものの中に登録と選択という指定以外の保護制度が 2 つ存在することになりますので、この区別が明確に必要なのかなと思います。

もう一つは、無形の民俗文化財で、登録の対象になるものがどういうものなのか。現在の登録制度、有形に導入されております登録制度で言いますと、登録の対象になるものは地方公共団体の指定のもの以外のものというふうになっておりますが、無形の民俗文化財についても同じような仕分けでいくのでしょうかというのが、もう一つ気になる点であります。

最後をお願いというか気になっておりますのは、民俗文化財、特に無形の民俗文化財は、人そのものに付随する文化財だと言ってもいいのではないかと考えております。それは人そのものというのは、無形の民俗文化財、これは無形文化財も含めてそうですけれども、

人が行う所作や行為、あるいは考え方といったものが文化財そのものになって、人そのものが担う文化財だと言えるだろうと思います。そういう中で、無形の民俗文化財の保護を図っていく上で、最終的には人、あるいは人の集団である地域社会に対する保護をどうするのかということで、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、実は祭りがかなり中断というか中止されたのが多くなっております。これらのような問題が、実はこれから先も起こるのではないかと。そういったときにどういう保護、支援ができるのかということも少し気になっておりまして、登録制度を設けることと、その保護の在り方、支援の在り方を考えていくということがセットになっていくといいなと感じております。

私のほうからは、申し上げたかったことは以上であります。ありがとうございました。

【小島会長】 菊池さん、ありがとうございました。前半の議論、今後の議論について、たくさんの示唆をいただくことができました。ありがとうございました。

予定どおり時間が推移しておりますので、このまま続けてまいります。続いて3人目、今度は地方の実情等を御紹介いただくことになるんですが、松本市教育委員会文化財課長の竹原さん、よろしくお願いいたします。オンラインでの御参加です。よろしくお願いいたします。

【竹原氏】 松本市教育委員会文化財課の竹原でございます。今日は、最初に背景となります松本市の2つの計画について、簡単にお話しします。

まず1つは、松本市文化財保存活用地域計画でございますが、御存じのように松本城をはじめとして、松本市は非常に地域の歴史文化や、あるいは旧開智学校のような教育文化が根強いところでございます。それによりたくさんの文化財が残され、継承されてきました。ところが、近年の超高齢化社会の中で、文化財の保存・継承の担い手の不足が深刻化してきたということ。それと文化財を地域づくりや観光経済の資源として幅広く活用し、そのことで住民が愛着をもって文化財の保存・継承の機運を高めていくということが求められてきたことを背景に、平成12年に策定した松本まるごと博物館構想の理念に立って平成29年度に松本市歴史文化基本構想を策定しました。市域の文化財保存活用のマスタープランであるこの構想では、平成25年度に始まった住民の手による市内35地区の文化財の悉皆調査に基づき、約1万件の文化財からテーマに沿った165の関連文化財群を具体的な作業として抽出したものでございます。この松本市の文化財のマスタープランであります、松本市歴史文化基本構想の先ですけれども、平成30年の法改正によって文化財保存活用のアクションプランであります、松本市文化財保存活用地域計画に発展させて、令和

元年に法認定を受けました。基本構想のほうで設定した関連文化財群の中から、保存活用団体により、保存活用がなされ、一定の要件を満たしたものについては、まつもと文化遺産というものを認定しております。過去2年で4件の認定に至っておりまして、本市として補助制度によってその活動を支援しております。

もう一つは、松本市のまちづくりに関わるものですが、歴史まちづくり法に基づいて、本市では松本市歴史的風致維持向上計画を策定し、平成23年に認定を受けております。これ以前ですが、平成元年度から市内の歴史的建造物の調査を実施して、松本城下町周辺について、211件の歴史的建造物候補物件というのを選定しておりました。ところが、この平成22年度の歴史的風致維持向上計画の策定の過程で、改めて候補物件の調査をいたしましたところ、何と57件が滅失してしまっているということが判明いたしました。この状況というのは、まちの景観に与える影響が非常に大きいことから、歴史的風致維持向上計画の中では、歴史的風致形成に寄与する近代遺産の保全・活用を目指す歴史まちづくり事業を展開して、近代遺産の調査やリスト作成、啓発活動に取り組むことにしました。

その一環として、平成29年に松本市近代遺産登録制度を策定して、この歴史的風致維持向上計画の重点区域、これは松本城下町を中心としたエリアに設定していますが、この中において、建築から50年以上経過して、歴史的価値を有するものなど、一定要件を満たした建造物に対して松本市近代遺産として登録し、保全・活用を図るということにしました。これまで124件を登録しています。そして、同意を得たものについては、ホームページ上で周知を図っております。

この制度は、非常に緩やかな施策によりまして、所有者や市民に受け入れられやすい保存・活用策であります。その一方で、建物の維持管理にかかる費用等の補助制度がなく、また制度の周知や広報も十分とは言えない状況から、残念ながら登録後に解体されてしまうものも発生いたしました。文化財保護施策として、こうした歴史的建造物の保護を図るに当たり、松本市の指定文化財として保存していくという方法もありましたけれども、松本市の現状としては、まだ近代の建造物の指定方針がしっかり定まっていないこと、それから、中心市街地の歴史的建造物は、店舗等として活用されているものが多く、建物の内部を含めて保存を図る指定制度では、活用しながら保存を図ることが困難な場合が多いこと、そのような理由から、指定制度より規制の緩い登録文化財制度を、松本市独自の施策として立ち上げることとしました。そこで、先ほどの歴史文化基本構想や、地域計画においても位置づけをいたしましたが、この松本市登録文化財制度というものを整備すること

となったわけでございます。

これは松本市近代遺産の中から、指定文化財や国登録有形文化財以外のものを対象に、国登録有形文化財に準じた要件を満たすものについて、松本市文化財審議委員会での審議を経て登録することとしております。建造物の修理等に対する補助制度も整備しております。修理費用や耐震対策工事にかかる費用に対して、事業費の50%以内、最大300万円の補助を行えることとしました。松本市近代遺産に認定されている国登録有形文化財についても、補助の対象というふうにしております。松本市歴史的風致維持向上計画の重点区域内の歴史的建造物の滅失を防いで、歴史的なまち並みや景観を保全するための市独自の取組の1つとして、登録文化財制度を位置づけているものです。

最後に、成果と課題について御報告します。まず、成果でございますが、この制度による登録物件は、今のところまだ1件にとどまっておりますが、今後拡大すべく、候補物件の検討に当たっておるところです。この制度の第1号となったものは、松本市の中町通りというところにあります、旧デリーという明治40年の建築の土蔵造りの建物でございます。カレー店として長く市民に親しまれておりましたが、所有者の事情により廃業することとなり、その後の活用策が見出せない中で、新たな担い手が土産物店やギャラリーとして整備、活用することになり、この制度を活用して再出発したものです。令和元年の登録とともに、保存修理費用に対して本市が補助を行いました。

次に、課題として3点挙げて御報告を終わりにします。1つは、指定制度と、国登録有形文化財制度との役割分担、制度上の整合であります。1つは、指定文化財と市登録文化財の関係でございますが、登録制度のほうが指定制度より規制が緩やかであることから、個々の建造物の活用の在り方や文化財的価値に応じてそれぞれが役割分担をすることが可能と考えております。一方、国登録有形文化財と、この市登録文化財の関係でございますが、おかげさまで松本市では50件超の建造物を登録していただいておりますが、国の登録有形文化財の制度は非常に門戸が広くて、建造物を活用しながら保存することができる、大変有効な制度と受け止めております。

こうした状況を踏まえますと、指定文化財においては、文化財的な価値づけや対象地域の違いで、国、県、市のそれぞれの制度の役割分担が明確に行えるのに対しまして、登録文化財制度は、国登録有形文化財制度との役割分担が必ずしも明確とは言えないということで、これは課題であるというふうに認識しております。したがって、現在の市の登録文化財制度は、中心市街地での歴史的なまち並みの保全という課題に対して、市の独自の施

策として、対象地域を区切って実施して、一定の文化財的な価値づけを行った上で財政的な支援を含め、保護の網を広げるものというふうに位置づけています。このため、市独自の施策としての登録文化財制度でまず保護を図った上で、それぞれ個々の物件について建造物の文化財的な価値や活用の在り方を改めて勘案しながら、指定文化財、あるいは国登録有形文化財としての保護を検討していくということを、方向性の1つというふうにしております。

それから、2 つ目には、この歴史的建造物が徐々に姿を消しつつある状況というのは、重点区域にあります市街地にとどまりません。したがって、今後幅広い対策が必要になってきます。ただ、重点区域のまち並み保全という現在の枠組みから、市全域を対象とした範囲に拡大していくということになりますと、枠組みを変えて制度設計が改めて必要になると思っております。したがって、その点では、国の登録有形文化財制度との役割分担等も含めて、改めて検討しなければならないと思っております。財政的な裏づけ等についても課題です。

最後に、市の登録文化財制度の建造物以外への拡大について、課題を述べます。条例上は登録文化財の対象は、建造物に限定していません。施行規則で登録の対象、あるいは補助の対象を建造物のみに規定しております。建造物以外に登録文化財制度を拡大することは、条例上可能ではありますが、現時点では、これらの建造物以外の文化財については、既存の指定制度の中で文化財の保護を図っていきたいと考えております。その理由としては、建造物のように、活用の在り方によって指定と登録を分けることが難しいものが多いということ。それから、指定制度による保護がまだ十分ではなくて、そもそもまずは文化財の指定を中心に図っていく必要があるという、私ども松本市固有の事情があるということによります。

今日のヒアリングの求めに対してお答え、御報告になったか甚だ不安ではありますが、かなり急ぎ足で恐縮でしたが、以上を報告とさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

【小島会長】 竹原さん、ありがとうございました。お話の途中、遮ることになりましたが、申し訳ありませんでした。松本市独自の文化財の保護、活用についての活動の様子、またその課題について御報告をいただきました。ありがとうございました。

最後の4人目の方ですが、本企画調査会の委員でもある、兵庫県教育委員会事務局文化財課長の甲斐委員、よろしくお願いいたします。オンラインでの御参加です。お手元の資

料も併せて御覧ください。

【甲斐委員】 資料を御覧いただきたいと思います。私のほうからは、主な検討事項の3、地域の自主的な登録制度の在り方につきまして、兵庫県で運用及び検討しております登録制度の御紹介をいたします。

資料の1枚目、右側の体系図を御覧ください。兵庫県では、有形文化財のうち建造物につきまして、平成17年度に登録制度を設けました。そして今年度、無形民俗文化財について、当制度の導入を検討するなど、その時々課題に併せまして制度の見直しをしているところでございます。それぞれの制度の概要につきましては、1枚目の下半分の表にまとめておりますので、これを元に簡単に説明を行いまして、建造物分野についての詳細につきましては、必要に応じて2枚目以降の別紙1を御参照いただきます。

まず、建造物につきましては、県が平成14年に定めました歴史文化遺産活用構想に基づきまして、歴史的景観に調和したまちづくりに建造物を活用するために、県や市町の景観行政と連携して実施しているものです。

資料1の2枚目の最後に図を載せているんですけれども、2枚目の左下に、小さな挿図2とあります。具体的には、県等の指定します景観形成地区、これは多くは歴史的景観形成地区と呼ばれるものなんですけれども、これを参考に、重点文化財活用地区というものを設定しています。景観形成地区と全くイコールの場合もあれば、それぞれゾーニングされているものの幾つかを重点文化財活用地区というふうに設定する場合もあるんですけれども、その地区を中心にしまして、県の登録の文化財建造物を増やしてまして、着実な保存活用を目指すというものです。

資料の1枚目にまた戻っていただきたいんですけれども、表の左半分の建造物のところなんですけれども、上から3つ目、登録の要件につきましては、県の区域内にあるもののうち、ほぼ国の基準に準じた形の登録要件で登録をしております。これにつきましては、市町の意見具申に基づきまして、重点文化財活用地区の検討委員会というのを設けまして、これは文化財保護審議会に、景観分野の有識者の意見を加えたものなんですけれども、こちらの意見を聞きながら、文化財保護審議会に諮問・答申を経て、教育委員会が登録を決定しているものです。

その次の財政支援につきましては、登録文化財建造物の活用を前提とした修理費補助が可能となっている。そこが国の登録制度との違いでございます。現在、五十数棟の建物等が登録されております。重点文化財活用地区にそれを集中させたいという目論見があった

んですけれども、今のところは約半数にとどまっております。実際のところは、ある市にありましては、地域のバランスを考慮しまして、計画的に県の登録文化財を配置したいという意図をもって意見具申をされる市町もございます。また、国登録という名前、皆さんよく登録プレートを非常に喜ばれるわけなんですけれども、国登録という名前よりも、修理費の補助がやっぱり実際に欲しいんだと言われる所有者の意向を考慮して、県の登録のほうに意見具申をされるという場合もございます。

このように、国の制度と併せまして、地域の実情に応じて、選択肢の1つとして活用していただける制度だと思っております。

続きまして、現在検討中の無形民俗文化財の登録のことです。文化庁の補助事業で実施しました県内の祭り・行事調査がございます。その調査によりまして、保護措置が取られていないもの、あるいは順調に実施できていないものというのが意外に多いということを把握しました。それへの対策としまして、昨年度策定しました文化財保存活用大綱に基づきまして、学識者や市庁の文化財担当者等から意見を聞きながら、今、登録制度の導入を検討しているものです。県を代表する優れたものだけを取り上げるのではなくて、県内各地の多様な祭り行事に個別に光を当てて、速やかに登録することにより、保護の網を広げていこうと目指しております。

登録の対象としましては、県内の調査が進んでいない民俗技術はひとまずおき、当面は祭り・行事調査で調査がなされた民俗芸能と風俗慣習というものを登録候補としまして、順次候補を増やしながら、登録を進めていこうと考えております。時代的には、祭り・行事調査の調査対象でありました、昭和初期以前から地域に受け継がれてきたものというのを対象に考えております。

登録したものへの財政支援については、これも本当に検討中なのでどこまでしゃべっていいのか分かりませんが、記録作成や用具等の整備に要する事業費に対する補助を、今検討している最中です。財政的には支援以外に、表彰でありますとか各種助成等を優先的に推薦する等、そういう支援の在り方も可能かと考えています。

以上が、兵庫県が運用している建造物、それから、現在検討中の無形民俗文化財の登録制度の概要であります。新たな制度創設に当たりましては、国の制度とどう違うのかということの説明しないといけないんですけれども、建造物におきましては、1つには、特定地域での登録促進を意図したことと、それから2つ目には、修理費の補助が可能な制度とした、そういう2点において差別化を行います。これから行う無形民俗文化財につきまし

ては、地域の住民が担い手になっておりますので、他の文化財よりも地域への密着度が高く、地域の実情に応じた支援を行うためにも、地方での登録というのがより効果的ではないかと考えております。指定以外に枠を広げる、このような登録制度というのは一般的に有用だと思いますので、地方で登録制度を導入する自治体が増えるような取組については歓迎するところなんですけれども、国の制度とのすみ分けが必要になると考えております。

国の制度としまして、先ほども御説明がありましたが、指定、それから記録選択という2つの枠組みに加えまして、さらに登録制度を導入するということであれば、個別の文化財を対象とするのではなく、広域に分布する類型を登録するような、ユネスコの無形文化遺産のように広域の類型を登録する形を想定できるのかと思います。これについては、また経緯を踏まえて慎重な議論が必要と考えております。

私のほうは、これで説明を終わらせていただきます。

【小島会長】 ありがとうございました。

以上で4人の方々からの御報告を終わりました。甲斐委員、ありがとうございました。

それでは、これまでの御発表につきまして、質問や御意見のある方から御発言をいただきたいと思います。佐々木さん、菊池さんからは、新たに導入を検討している無形文化財、無形民俗文化財についての登録制度について、現行の記録選択の制度の評価もございまして、それとのすり合わせについての課題や危惧についての御意見をいただきました。また、竹原さんからは、地方での文化財の保護、活用の試みについて、現状や課題について御報告をいただきました。

限られた時間ではありますけれども、オンラインで御参加の委員の方々も、ぜひ御質問や御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。

【岩崎委員】 岩崎です。今、四方のお話を聞きまして、大変勉強になりました。ポイントは、既存の制度ですね、無形の場合は記録選択と、それから、登録制度の関係をどうするのかという問題。それから、これは本当に大事なことなんだなと思いました。いくら制度、枠組みをたくさんつくっても、実際に運用していくということが非常に難しいと。それは先ほど松本市さんからの報告にあったとおり、指定自体がまだ進んでいない問題というのいろいろなところで抱えておられると思うんです。なので、やはり現状の制度とのすみ分け、あるいは整理というのをしっかりしていくこと、そこの部分の見極めなしにはなかなか進むことができないんじゃないかなという印象を持ちました。

それからもう1点、地域における取組は様々で、そしてそれぞれの地域が抱えている課

題というのもやっぱり様々で、無形民俗の文化財については、そうした地域性の尊重というのは、やはり大事にすべきではないかというふうに思います。国がどういうふうな役割を果たしているのかということですよね。国の登録が本当に必要なのかどうか、もっと違う形でのバックアップができるんじゃないかとか、様々な方向で今、地方創生という枠組みの中でも文化財の保護というのをやっていこう、振興というのをやっていこうということです。指定の枠組みの中に全てを押し込めるというのではなくて、この制度を活用しながら、地域にとってどんな国の支援が必要なのかということを幅広に考えていく必要があるのではないかと感じました。

私がこの委員会に関わっているということを知り合いの文化財関係者に何人か話をしたんですけども、やはり現状の制度自体が十分に機能できていないのではないかという不安を聞いていますとまずはそこをきっちりして、無形なりというのに網をかけていくというようなことが、まずは必要なんじゃないかという声が多かったということも、併せて御紹介しておきたいと思います。以上です。

【小島会長】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

【滝代理】 滝でございます。大変貴重なお話を聞かせていただいて、いろいろ勉強になりました。

ちょっと質問というか、ほかの県での食文化をやり始めて、それなりの地域の産業に成り立たせているというのはすばらしいことだと思います。質問なんですけれども、すみません、資料見ていて。話し始めましたのでちょっとお話しすると、こういう形の認定をして、地域で選んでいったときに、売れてきたときに、偽物といいますか、類似品とか、そういうものに対するチェックの仕組みみたいなのも一緒に考えておられるのかなということのをちょっとお伺いしようと思って、これはちょっと前後したかもしれませんが、そのタイミングのときの質問とさせていただければと思います。

【小島会長】 お願いします。

【齊藤委員】 いいですか、齊藤です。それぞれの御立場からの詳細な御報告、御発言ありがとうございました。

佐々木先生、菊池先生は、基本的に現状の指定制度を踏まえての御発言というか注意喚起だったと思いますが、根本的なところで、現在までに行われてきた無形文化財の工芸技術分野、無形民俗文化財の風俗慣習、民俗芸能、民俗技術の範囲内においてというお話だ

ったと受け止めてよろしいのでしょうか。ここでの議論は、その範囲を広げようかという、また別の問題も1つあったかと思うんですけれども、お二人の御発言を聞いていると、私のまとめですが、現状の範囲でいく限り、伝統工芸技術、それから無形民俗文化財、有形民俗文化財は登録制度が既にありますから、その2つにおいては現状、記録選択制度というのを十分に活用していけば、新たな登録制度はなくてもいいというふうに聞こえたんですけれども、その辺はまた拡大ということも視野に入れると、別の制度としてあってもいいというふうに思われますか。もし御意見ありましたら教えてください。

【小島会長】 いかがでしょうか。菊池さん、佐々木さん、もし補足をしていただければありがたいです。

【佐々木氏】 無形文化財、工芸技術に関しましては、記録選択という制度がありますので、ここで登録制度ということをもし導入するとすれば、混乱を生じる。なかなか整理するのが難しいのではないかというふうに思います。それから、工芸技術以外に関しましては、各地方公共団体、非常に無形文化財を幅広く捉えての運用をしているところがあります。例えば、静岡県はお茶の手もみ技術（「手揉製茶技術」）を指定しています。それから、県によっては古式泳法、さらに沖縄では……。

【齊藤委員】 琉球空手ですね。

【佐々木氏】 空手ですね。そういったものをそれぞれの地域が、地方公共団体が独自に範囲を広げてやっております。やはりそれぞれの地域の特色に応じた運用がなされているということで、今、国は無形文化財を芸能と工芸技術に限っておりますけれども、それ以外のところに国が広げるというのは、なかなか客観的な評価システムができていないところで、ある意味趣味嗜好が影響するような、そこに国が価値判断を講ずるというのはなかなか難しいのではないかと思います。お答えになっていたかどうか分かりませんが、そのように考えております。

【菊池氏】 無形民俗文化財につきましては、指定以外に記録選択という手法を持っておりまして、指定以外の無形の民俗文化財についてもある程度の支援の措置というか、それができているんだろうと思います。ただ、だからといって登録制度が全く要らないというふうに思っているわけでもありません。記録選択と登録の対象を明確に区別できるのであれば、保護の手だては多くあったほうが支援しやすいということがありますので、これについては区別がつくのであればという前提条件をつけて、必要なとは思っています。

ただそのときにも、無形の文化財に対する有形の文化財との性格の違いを明確にした上

で、それに合った保護施策を講じていただければなというふうに思います。以上です。

【齊藤委員】 ありがとうございます。非常に示唆に富む御意見をいただけたと思います。無形にしる無形民俗にしる、位置づけをする際には、それに関わっておられる人々をどのように押さえるかということかと思うんですけれども、ほかに御発言くださった竹原さん、甲斐さん、それぞれの御発言を私なりに受け止めていると、無形や無形民俗に関するものよりも、有形文化財の活用に関する非常に積極的な御発言だったと思います。

松本市では、無形文化財、無形民俗文化財の記録選択、ああ、お二人にちょっとそれぞれの御立場で、条例には記録選択という制度もあるんでしょうか。松本市さんの場合も、市条例に指定とは別に選択制度を持っておられるのか、あと兵庫県さんの場合も、これから登録を進める。特に類型的な捉え方というのは、非常にある意味示唆に富む御意見かなと思いましたが、記録選択というのも県条例にあるんでしょうか。すみません、時間取っておりますが、もしお答えいただければありがたいんですけど。

【小島会長】 竹原さん、甲斐さん、いかがでしょうか。

【竹原氏】 松本市からお答えしてもよろしいでしょうか。

【小島会長】 よろしくお願いいたします。

【竹原氏】 松本市におきましても、市の文化財保護条例上、記録の作成等につきまして、無形文化財及び無形の民俗文化財のうち、特に必要であるものを選択して、その記録を作成し、保存し、または公開することができるということを規定しております。ただし、まだ実例がなくて、制度上整備はされているけれども、実践がないという、そんな状態でございます。

【齊藤委員】 ありがとうございます。兵庫県のほうはいかがでしょう。

【小島会長】 甲斐さん、よろしくお願いいたします。

【甲斐委員】 県の条例上は、松本市さんと同じですね。指定制度以外に記録選択はございません。ただ、指定無形民俗文化財の記録につきましては、それを取ることに對する補助はできると定めております。以上です。

【齊藤委員】 どうもありがとうございました。

【小島会長】 ありがとうございました。

まだもう少し時間がございます。じゃあ松田委員、よろしくお願いいたします。

【松田委員】 ヒアリングを聞いておまして、地方、すなわち地方公共団体は、国が無形と無形民俗の登録制度をつくることをそもそも望んでいのだろうかということが純粹

に知りたいと思いました。前回の文化財保護法の法改正で、地方に計画行政の考え方を採り入れ、それぞれの地方ごとに文化財を計画的に守っていこうという流れをつくりました。その比較的直後の今、国が新たに無形と無形民俗の登録制度をつくることに対して、地方はどのように考えているのでしょうか。例えば、都道府県と政令都市ぐらいに尋ねられたら良いのでしょうか。そんな時間があるかどうか分かりませんが、地方の考えはどのようなだろうというのが、純粹に気になりました。

指定と登録と記録選択のすみ分けといいますか役割分担が必要だという点につきまして、とりわけ佐々木さんと菊池さんのお話を聞いて、私もそのとおりだと思いました。その 3 つの制度、それから、国と地方の役割分担を考える上でも、そもそも無形と無形民俗に関する国の登録制度をつくりたいと思っている主体は誰なのかということを、その理由とともに明確にするところから、もう一度考え直してもいいのかなと、そのように思いました。

【小島会長】 松田委員、御意見ということでよろしいですか。

【松田委員】 はい。

【小島会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。まだ 10 分ほど時間がございますので、せっかくの機会ですので、ぜひ御発言をお願いいたします。

【岩崎委員】 今の御質問に関わってなんですけれども、国が登録制度をつくるかどうかということを求めているのかどうかということも、今回の会議の中では大事なテーマかと思うんですけれども、各都道府県、あるいは市町村で進めている、そうした無形文化財の保護に対して、国からどのような支援があると一番望ましいのかという、それも 1 つ重要な要素ではないかと思うんですけれども、この点については、松本市さんや兵庫県はいかがなんでしょうか。

【小島会長】 竹原さん、甲斐委員、御質問がございました。いかがでしょうか。

【竹原氏】 ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、松本市では、記録選択の無形文化財について、国のものについては 2 件ございますけれども、それぞれに調査報告書を刊行させていただいておりますが、それに当たって、国の財政的な支援をいただいておりますので、非常に助かっているというところでございます。そもそも国も含めて、無形文化財自体が、先ほどもお話ししましたように、まだまだ松本市がこれから増やしていかなければいけないという途上にございますので、今のところそういった手だてをしていただいていることについては、大変ありがたく思っております。以上です。

【小島会長】 甲斐さん、いかがでしょうか。

【甲斐委員】 失礼いたします。兵庫県の甲斐でございます。今、国のほうからは、地域文化財の総合活用推進事業ということで補助メニューをつくっていただきまして、それで伝承者の養成でありますとか、用具等の修理だとかいうようなことで補助をいただいております。これは県内の市町が主体となって申請をするものなんですけれども、ちょうど今、半分足らずの市町にしかそれができていないんですね。どういう理由で全てになっていないのかということはちょっと分析をしていないんですけれども、もう少し簡便な形でこういう補助が受けられればなとも思っております。以上です。

【小島会長】 岩崎委員、よろしいですか。

では、ほかにいかがでしょうか。

第1回の会議では、登録の導入についての検討ということで御提案があって、その際に、現行の制度とのすり合わせ、また現行の制度に対する評価というところまでの議論にはなっておりませんでした。こういう形で今日、現行の記録選択についての評価ですとか、新たに保護の方法として、登録制度を導入することについての課題等、たくさんの示唆をいただくことになりました。せっかくの機会ですし、この2回目のヒアリングの機会というのが次回以降の議論のまた大事な展開にもなっていくしますので、もし4人の方々への御質問と、さらに確認等含めて御発言をいただければと思います。

【齊藤委員】 齊藤です。重ねてで恐縮です。今、私が皆様方の、佐々木先生や菊池先生、あと竹原さん、甲斐さんのお話を伺っていて、まず既存の制度の充実を非常に気にしておられるというふうに聞こえました。この後実は、そのときも最初に申し上げましたけれども、文化財で守れる範囲を拡充したらどうかというのも、今回の大きな議題の1つかと思います。既存の充実というのは絶対的に必要なことかと思いますが、この後、ヒアリングに答えてくださる方々は、先走りして申し訳ありません、新しい分野への保護施策について御示唆いただけたらと思っておりますので、前半聞かせていただいた方々の現状分析と、それから考え方を踏まえて、また新たな気持ちでお話を伺えるかなと思いました。御礼を兼ねての意見でした。ありがとうございます。失礼しました。

【小島会長】 ありがとうございます。松田委員、いかがですか。

【松田委員】 大丈夫です。ありがとうございます。

【小島会長】 間もなく予定した時間がまいりますけれども、4人の方々の御報告を聞いて、地方でこういった制度がどのように活用されていくか、運用されていくかといった

ときに、第1回目の会議でも話題になりましたけれども、当該地域を地域社会内で客観的に捉えていく、そういう存在、具体的には学芸員の存在ですけれども、現在、私などの経験でも、文化財保護行政に関わる方々の世代交代も進んでおりますし、異動も割と短期間で進んでおります。こういった制度を充実させることと併せて、こういった行政の仕組みなどについても、この会の議論の範囲ではないかもしれませんが、地方でのこういった文化財保護行政を、制度の運用ということも含めて定着させていくためにも、地域の方々の人材をしっかりと確保していく、地域の方々にそういったことを理解を深めていただくということも、この調査会の議論の中で少し加えていけたらいいのかなということを、私はまとめ役ですので発言すべきではないかもしれませんが、私自身が今日、4人の方々の御報告を聞いて、そのようなことを感じました。

間もなく予定した時間になりますけれども、御質問や、また菊池さん、佐々木さん、補足や、さらにもう一言言っておきたいということはないでしょうか。もうちょっと時間ありますので。

【佐々木氏】 やはり何らかの措置、選ぶというようなことには、学問的な裏づけとか十分な調査研究を踏まえての学問的な評価、客観的な評価システム、そうしたことが必要不可欠ではないかと思います。

【菊池氏】 新しい文化財の保護の対象にすべきものについての議論は、この後の報告があるということですので、それを伺ってからでないと何とも言えないのかなと思っております。ただ、かつては芸能と工芸技術以外の分野も指定、認定の対象になっていたことがありますので、元に戻すのかなというふうに伺っておりました。

それから、民俗文化財について言えば、先ほども申し上げましたけれども、人をどう守っていくのか、地域をどう守っていくのかということと同時に、実は少子高齢化とか過疎化の現象というのが都心部、町場でも起きてきておりまして、その中で祭り行事や民俗芸能を継承していく人たちをどう確保できるのか、それを地域社会の中で組織された部分で行われてきているんですが、実は町内会や自治会の組織率が非常に下がってきておりまして、祭りを実際に行う、参加する人が減ってきているという問題がありますので、この人たちをどうやったら祭りの場に戻せるのか、あるいは参加してもらえるようになるのかということも大きな課題の1つかなと思います。ぜひこれも改正で登録制度ができたとするならば、併せて考えていくべきことかなと思います。以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。ちょうど予定した時刻になりました。4人の

方々から、示唆に富む御報告をいただきました。第2回目のこのヒアリングを基に、次回以降の具体的な検討が進んでいくことになりますので、御報告いただいた4人の方々に感謝しております。

改めまして、佐々木さん、菊池さん、竹原さん、甲斐委員、本日は貴重なお話をありがとうございました。前半のヒアリングはこれで終了いたします。

それでは、甲斐委員以外の皆様におかれましては、御退席をお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、お待たせをいたしました。続きまして、関係者ヒアリングの後半に移りたいと思います。

資料2のヒアリングの進め方を御覧ください。委員の先生方には繰り返しの御説明になりますが、前半は、前回会議の資料5、主な検討事項（案）の主として1と3に関連して、4人の方々から御発表いただき、最後にまとめの意見交換を行いました。後半も同様に、主として主な検討事項（案）の2に関連して、5名の方々から、各10分以内で発表していただきます。最後に、まとめて意見交換を25分行う予定です。今、予定時刻を5分ほど過ぎておりますので、少しずつ時間がずれ込む可能性があります。なお、後半で御発表いただく方々には、1と3についてのお話をしていただくことも可能です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず、後半の1人目、MIHO MUSEUM、茶の湯ミュージアム館長の熊倉さんをお願いいたします。熊倉さん、よろしくお願いいたします。オンラインでの御参加です。よろしくお願いいたします。

では、熊倉さん、よろしくお願いいたします。

【熊倉氏】 それでは始めます。

こういう調査会の貴重な時間を頂戴いたしまして、意見を述べる機会を設けていただき、本当にありがとうございます。

今回は、登録無形文化財という新しい制度ができるということで、私も大いに興味を持っております。と申しますのは、従来、生活文化の中で、例えば食文化なんていうものを考えますと、民俗文化のほうには衣食住というものがございしますが、食文化そのものを取り上げるときに、民俗とは言い難い食文化もたくさんありますので、これをどこに持っていくということになると、持っていき場所がない。そういうことで言いますと、無形文化という登録制度を設けられるという方向は、私も大変結構なことだと思っております。

ただ、登録文化財は、今までの流れを見ておりますと、どちらかというと近代の所産、比較的新しいものを対象とするというところに重心があったかと思いますが、実は長い歴史を持つ生活文化が日本には幾つもあるわけで、これは登録無形文化財という枠組みでいいのかと、そういう疑問をいささか感じているところであります。

今日、私は、自分の専門といたします茶の湯というところから、お話をさせていただきたいと思います。私は茶の湯と申しますが、いわゆる茶道（さどう・ちゃどう）と言っていることと同義であると御理解ください。

私は、本来、茶の湯は、指定無形文化財の中にあるべきものだと思っております。無形は、芸能、工芸技術という2つのジャンルがありまして、それ以外の生活文化に関わるものが無形文化財の指定の中に含まれていない。なぜこうなんだろうかと、私は常々思っているんですが、やはりそれはもともと文化という概念が、西洋の文化の概念の翻訳から出発しているのではないかと思うんです。ですから、西洋の文化の概念の中に演劇というものがあると、日本独特の歌舞伎でありますとか、能というものも、ちゃんと文化財指定の対象になる。

ところが、西洋に全く対象のない、そういう概念のない生活文化のようなものは、そもそも文化財保護法の枠組みの中に入らなかったのではないかと、ここに一つ大きな問題があり、今回、概念を広げて、日本独自の文化財保護法というものを考えるときに、ここを加えることが非常に大事なことでないかと、私は思っております。先ほど来、生活文化という言葉がまだ曖昧だとか、あるいは、今日の主な検討事項の中で、歴史が浅くて学術的な蓄積がまだ十分でないと言われておりますが、そんなことはないので、生活文化についても、また、これに関する学術研究も非常に深いものが、膨大なものがございます。

そういうことを考えてみますと、日常的な生活の中に文化価値を認め、日常、我々がやっている生活そのもののの中に文化的な価値を認めると、そして、その文化性を高めていくことで生活を高めていくということが生活文化の思想ではないかと、私は思っております。法律で申しますと、既に芸術文化基本法の中に生活文化という文言がきちんと規定されております。そういうことで、日本の生活文化というものをやはり文化財保護法の中で考えていくということを、ぜひお願いしたいと思います。

日本の生活文化としましては、600年以上、歴史のあります茶の湯とか、生け花とか、香道、お香ですね。それから、もう一つ、私は大変大切だと思っておりますのは礼法であります。こういった西洋に相對するものが全くないような独特の文化は、やはり日本の現在

でも、日本国内において日本文化の非常に重要な一角を占めておると思いますし、海外に対しても、日本文化を紹介するときにこの部分が非常に重要な役割を果たしております。そういうことを考えますと、その中の茶の湯をぜひこれから具体的に考えていきたいと思っています。

まず、一つ思うのですが、茶の湯で使う茶碗、あるいは茶入とかいった茶道具がありますが、その中には既に国宝、重要文化財に指定されているものがたくさんございます。また、茶の湯のための建築であります茶室について言いますと、利休の待庵、織田有楽の如庵、小堀遠州の密庵、こういうようなものが既に国宝に指定されておりますし、重要文化財の茶室もたくさんございます。しかし、それらの有形文化は、茶の湯という文化を抜きにして理解できるのか、茶の湯という場を抜きにして鑑賞、あるいは、その機能を十分理解できるのかということ、私は疑問に感じるわけでございます。つまり、もし茶の湯というものを上位概念と考えますと、下位概念であります有形文化のほうは既に指定されている。にもかかわらず、その上位概念である茶の湯が指定されていないというのは、私は論理的に整合性を欠いてあるのではないかと思います。

また、無形文化のほうで申しますと、工芸技術の金工の中に茶の湯釜というものが指定されております。茶の湯釜も、まさに茶の湯のための釜でありまして、これを茶の湯という無形文化を抜きにして指定していくというのはどういうことか。ここにも、やはり整合性が求められるのではないかと思います。その意味で、私は、茶の湯は重要無形文化財指定がふさわしいのではないかと考えているところでございます。

もし、そういう指定という枠があるならば、茶の湯は総合指定というようなこともぜひ考えていただけたらと思います。と申しますのは、茶の湯を支えている様々な工芸部門がございまして、茶の湯のための工芸に特化された工芸集団、例えば千家十職という工芸集団がございまして、樂吉左衛門でありますとか、釜の大西清右衛門でありますとか、こういう人たちが、10軒ありまして、もう300年連続してこの集団を形成して、継承しております。300年も、1つの工芸集団が一定の作品を作り続けるという文化は世界的にどこにもありません。類型のない、独自のものとございます。それは、まさに茶の湯文化というものがあってこそ今日に至らしめているものであらうと、私は思っております。そういうような部分を含めて、将来、茶の湯を総合指定ということで考えていただけたらいいなということが、まず第1でございまして。

今後の課題でございすけれども、現在、茶の湯を含めて、生活文化は非常に困難な状

況にございます。これは、新型コロナだけの問題ではなくて、御存じのとおり、高齢化、後継者不足、あるいは支持基盤の縮小というような様々の課題がありまして、今後、茶の湯はどうなるのだろうか、このまま行くと壊滅的な状況になるのではないかというおそれを持っております。こういう中で、ぜひ国家の文化としての認証、そして、継承のための支援というものが必要になってくるのではないかと、私は思います。

その点、登録無形文化財という制度が実現されるということは、国の認証を受けるという意味で意義が大きい、大きな意義があると思っておりますし、我々は今後ともそれに対して十分対応できるようなことを考えてまいりたいと思っておりますが、指定にしる、登録にしる、茶の湯側でそのための準備が必要である、環境づくりが必要であるということは言うまでもないことであります。そのために、まず、先ほど申しました学術研究ということでは非常に膨大な蓄積があり、私どもが25年前につくりました茶の湯文化学会という学会ではかなりの研究が積み重なっているということがあります。また、茶の湯という概念についても、茶の湯の定義ということを経験文化学会ではしております。

そういうようなことを含めて、これから生活文化というものをぜひとも登録無形文化財の中に位置づけていただくとともに、当然、これは文化財保護法の改正にもなるわけですので、文化財保護法の中にも生活文化を位置づけていただきたい。文化財保護法の中では、先ほども出ておりましたが、無形文化財の定義に演劇、音楽、工芸技術とありまして、そこに、「その他」と続くわけですが、その他の前に生活文化という項目、文言を入れていただくことで、今後、登録無形文化財における生活文化との連続性が生まれるのではないかと。こういうことがあるかどうか分かりませんが、私は、取りあえず登録無形文化財として、今後、それが指定に移行できる道筋も、この際の改正の中でぜひ考えていただきたいということを強く希望しております。

以上でございます。

【小島会長】 熊倉さん、ありがとうございました。

続いて、お二人目、全国書美術振興会代表理事・理事長の高木さんです。よろしくお願いいたします。

【高木氏】 よろしくお願ひ申し上げます。

貴重な発言の場をいただき、本当に恐縮でございます。私の意見としては、4つの段階に分けてお話をさせていただければと思っております。

まず、文化財保護法の無形文化財登録をということで、日本の書道文化は、伝統行事や

冠婚葬祭を通して国民生活に非常に根づいており、文字文化としての長い歴史と伝統を支えて、国語力、とりわけ識字力を根底から支えてまいりました。この日本の書道文化を保護し、我が国の文化力、文字力を次世代へと力強く継承していかなければならないと思っております。これまでは、教育現場や書道団体、筆墨硯紙などの伝統工芸技術を持つ書道業界などにおける自立的な活動に、保護や継承という側面を委ねてまいりましたが、文化財保護法の無形文化財として登録が、能動的な保護、継承に関する国の施策となることを、ぜひ希望させていただきたいと思います。

続きまして、2番目に、日本独自の言語文化を継承してきた書道ということでお話をさせていただきたいと思います。

古来、日本は、特有の表音文字、仮名文字を発明いたしました。仮名文字の創出は、「源氏物語」や「古今和歌集」をはじめとする日本文学を生み出すための最も重要な土壌となりました。また、19世紀に至るまで、日本では毛筆を版下にした書物が一般的であり、伝統的に肉筆に対する親しみや、馴染みが極めて高いということが言えます。日本語は、漢字、平仮名、片仮名という多種の言語形態を持ち、それらを自在に取り混ぜて使用する言語表記を持つという世界でも類を見ない言語文化であります。この特有の言語文化を継承してきたのも、過去の歴史や文化を未来に伝達してきたのも、紛れもなく毛筆の文字であり、書道であります。

3番目に、日本書道ユネスコ登録推進協議会の活動をお知らせいたします。

私たち書道界では、日本書道ユネスコ登録推進協議会を、2015年、平成27年4月に立ち上げました。日本の書道文化を保護、継承し、ユネスコの無形文化遺産に登録するための組織で、書道界を挙げて登録推進運動を進めております。

私たちは、芸術としての書道、学校教育や生涯学習での書道、生活文化の中に連綿と続く書道、書道に必要な道具類を制作する職人の技術など、日本の書道文化全般を保護、継承すべきものと捉えております。しかし、ユネスコに申請する際には、国としての保護措置はもちろん必要ですが、重要視されているのは社会的役割や社会的効果という観点だという指導をいただきまして、申請名称を「日本の書道文化 ―書き初めを特筆して―」としております。

協議会では、日本の代表案件に選出していただくようにと、要望書と有識者の推薦状、約1万4,000件の賛同団体署名を平成28年9月に文化庁に提出させていただきました。また、関西と成田の国際空港で、協議会役員の書作品の展示と、毛筆体験のワークショップを行

う「日本の書道文化展」も開催させていただきました。

そして、平成30年には、書道文化に関する基礎調査を実施し、翌年、報告書を作成いたしました。日本国民において、書道文化がどんな位置づけにあり、日常生活でどのように捉えられて、根づいているのか、また、現在、書道文化が抱える問題点や課題点は何かなど、書道文化の実態を把握して、適切な保護、振興策を検討するための基礎的な資料を作成することを目的として行われたものです。調査は、学校や全国の書道団体、一般の書道愛好者、書道用品生産者、小売業者、表具店、設営業者など、今日の書道に関係すると思われる各所に幅広く回答を求め、約4万件の調査依頼に対して5,000件以上の回答をいただきました。

この調査の結果、日本の生活に書は極めて自然に浸透していることが改めて理解されました。とりわけ書き初めは、年中行事として生活に根づいた国民的な創作活動と言って過言ではなく、主要な正月行事として今日でも全国的に満遍なく定着していました。そのほか、年賀状や賞状などの生活環境に毛筆は根づいており、今日の書道が伝統的な書法を背景とする日本の国民生活に根差した文化であることが明確に理解されました。しかし、一方で、パソコンやスマートフォンの普及などによって手書きの機会が減少し、書道人口が減少傾向にあることも如実に示されました。この現状に呼応して、毛筆文化の喪失に危機感を非常に抱き、文化として継承していかなければならないという必要性を多くの方が感じていることも理解できました。

次に、4番目で、国民芸術、生活文化としての書道（書き初めをはじめとして）について、お話をさせていただきます。

書き初めは、日本人の生活に最も慣れ親しんだ創作活動の一つで、今日では義務教育においても広く受け入れられた伝統的な営みでございます。この歴史は、平安時代に遡り、宮廷行事が近世に至って大衆化したものであると考えられております。年頭に、威儀を正し、思いを新たに筆を取る書き初めは、単に文字を上手に書くということだけではなく、礼節を重んじ、季節の行事を大切にしてきた日本人の心情によって守られてまいりました。書き初めをはじめとして、年賀状や七夕飾りの短冊、寺社の祭礼で手にする御札、さらには卒業証書や各種の賞状など、四季や人生の節目に毛筆の書があります。

日本人の暮らしに密着した書は、古くから教育の中心をなしてきました。とりわけ、江戸時代の寺子屋教育では重視され、その流れは今日の日本文化の基層を形成しています。したがって、書の揮毫と鑑賞の間の垣根は低く、多くの人が筆を持つからこそ、その美意

識が共有され、人格と書きぶりを重ね合わせて語られてきたのであります。日本の伝統文化であり、生活文化でもある日本の書道文化を、次世代に向かって力強く保護、継承していくために、国の保護措置に関する施策の検討を願うところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

【小島会長】 ありがとうございました。以上で、高木さんの御報告を終わります。

続いて、3人目、長野県立大学教授の中澤さん、よろしく願いいたします。オンラインでの御参加です。資料3-3も併せて御覧ください。

【中澤氏】 よろしく願いいたします。

資料の共有をお願いいたします。資料を用いて御説明いたします。

私、文化庁の食文化ワーキンググループの委員を務めさせていただいております。出身は熊本県ですけれども、御縁がありまして、1991年より長野県立大学に務め、現在は長野県立大学で仕事をしております。この20年余り、長野県内で、学生とともに食文化の継承の関係でいろいろ学ばせていただいたことについて、御報告できればと思っております。

では、次のスライドをお願いいたします。長野県では、1983年に味の文化財、長野県選択無形民俗文化財として、焼き餅、御幣（五平）餅、野沢菜漬け、手打ちそば、すんき、この5つの郷土料理の食文化が登録されました。

次のスライドをお願いいたします。もちろん、このような食の文化財の指定というのはそれまで他県にないことであり、そのときに市川健夫先生が御尽力されたということで、当時のいろいろな御苦労などが書かれている資料がございましたので、ここに挙げさせていただきます。

市川先生は、1981年に食の文化財の指定を提唱されたそうで、そのときには前例がないということで反対が多く指定にまで至らなかったということですが、マスコミで大きく取り上げられ、いろいろな御尽力の結果1983年に、指定できたということです。この記事は約10年前に書かれたものですが、この5つの食文化については今までも長野県で非常に大事にされており、また、指定後37年になりますけれども、恐らくその頃よりもより広く長野県内で、文化として皆さんの心のよりどころになってきたのではないかと感じるところであります。20年後の2010年の段階でも、野沢菜漬けが70億円から200億円規模に、おやきはゼロ円から80億円産業に成長したなど、食の文化財指定の貢献についても触れられておりまして、そのことについて御紹介したいと思います。

次のスライドをお願いいたします。現在、長野県選択無形民俗文化財は、合計8件、13品

の指定になっております。その後は、2000年、2001年、2002年に指定されました。

次のスライドをお願いいたします。この指定がありましてから、長野県での動きとしては、長野県内の生活改善グループの方たちが、毎年「信州・味の文化展」というものを開いて、ほかにも信州の中で食の文化に値するものはないだろうかということで、こういった展示会やコンクール、フォーラムといった活動を重ねてこられたということが、この指定により生まれました。

次を、お願いいたします。事例としまして、特にすんきを挙げますと、塩を使わない世界的にも珍しい漬物ということで、この普及を図るため、地元では木曽すんき研究会というものが立ち上がり、すんき漬けのコンクールをやったり、料理本を刊行したり、外部からの価値づけが必要だとお考えになったみたいで、スローフードの「味の箱舟」に認定されました。あと、信州には伝統野菜というものがございまして、その認定に申請されたり、すんき作りの講習会があったり、植物性乳酸菌の健康効果もきちんと学術研究が進められております。そして、先ほど本物と偽物の話がありましたけれども、すんきは塩を使わない漬物なのに、よその地域で塩やしょうゆを使ったものをすんきとして販売する動きがあったので、GI（地理的表示保護制度）を取って保護する活動も官民一体となってやっています。

その成果として、すんきの生産量がこのように増加し、すんきを生産するためのすんきのかぶ葉が不足したため、今度はすんきのかぶ葉の生産振興とブランド化の推進計画が、木曽普及センターで取り組まれ、かぶ菜の生産が増加しているという成果が得られているということがございます。

次のスライドをお願いいたします。また、長野県では、このように食を文化とすることで、マスコミにもいろいろ取り上げていただくことが多く、例としましては、日本遺産の木曽路に、今回、長野県選択無形民俗文化財の一つである木曽の朴葉巻を、食品も一緒に加えたという動きをマスコミも捉え、また、私たちもそれを喜び、これを契機に大事に継承していくというような動きが高まっているという事例を、ここに報告させていただきます。

次は、市の取組について御紹介したいと思います。

次をお願いします。これは、現在のところ、やっているところは長野県でも飯山市だけですけれども、飯山市は市の郷土料理を選択無形民俗文化財に4品目を選択しました。手打ちそばは、もともと県の無形文化遺産になっているのですけれども、オヤマボクチをつな

ぎにするちょっと特殊な作り方をする富倉そば、それから長野県選択無形民俗文化財の一つでもある笹ずし、そして、えご、いもなますを選定しております。

次のスライドをお願いいたします。その選定に当たっては、地域の方たちが飯山食文化の会という活動を始められて、こういった「飯山食の風土記」などの資料を作成したり、食堂を経営したり、次のスライドをお願いします。やはり市民に知ってもらおうということで、「飯山の食ごよみ」を作成して、全戸の市民に配って文化継承の活動をやっていらっしゃるという取組がございます。

次のスライドをお願いいたします。そのほか、食生活改善推進員の方たちがこういった料理本をつくって、左のほうは2010年、右のほうは2020年、本当につい最近、「続・いっしょにつくろうね」を発行されて、食を文化財と考える、大事にするということで、各地域でこのような活動を盛んにやっていらっしゃいます。このほかにも、いろいろな制度があったり、活躍する集団があったりして、やっていらっしゃるという現状がございます。

次のスライドをお願いいたします。そして、県としては「おいしい信州ふ一ど」というブランドとして、赤い印で囲んでおりますが、固有価値、ヘリテイジ、信州ならではのということで、長野県の伝統野菜とともにきちんと位置づけて、価値づけて、啓蒙して、大事にしているという動きがございます。

次のスライド、よろしくお願いいたします。これは私の個人の活動ですけれども、やはりコロナ禍でいろいろな活動ができなかったのですけれども、地域の方たちとオンラインで、まずはこういった焼き餅を作る活動を学生に見せ、10月25日には学生も連れて行って、地域の方のご指導で焼き餅を作る活動を行い、本当に地域の方たちが関心を持って食文化の伝承活動をやっていらっしゃるという状況がございますので、御紹介しました。

最後に、まとめになります。長野県では、私が思いますには、味の文化財、長野県選択無形民俗文化財の指定をきっかけに、食を文化として尊重する意識が育まれ、食文化の継承の取組が全県、県内各地で活発に行われております。ただ、やはり高齢化による担い手不足ということがありますし、また、活動を支援する予算の制約がございますので、やはり担い手を育成し、地域でこのような活動を充実するためには、国による文化継承のための担い手自身による取組に対するサポートがあると、このような継承活動が今後も継続され、さらに発展するのではないかと考えます。

また、今、県や市町村による文化財としての価値づけは、地域の方たちが意識を変えるのに効果的というお話をさせていただきましたが、やはりこれに国による価値づけが加わ

り、そして幅広く行われれば、より一層、地域の人々が元気や、やる気を出し、地域に活気が戻ってくるにつながっていくと思いますので、地域の文化財保護、活用の一層促進のためにも、国による価値づけをやっていただけるとよろしいのではないかと思います。

以上で、御説明を終わります。ありがとうございました。

【小島会長】 中澤さん、ありがとうございました。

急いで申し訳ありませんが、続いて4人目の方の御報告に参ります。東京画廊代表の山本さん、よろしくお願いいたします。

【山本氏】 資料のレジュメが後ろにありますので、御覧いただければと思います。

東京画廊の山本でございます。現代美術が文化財の会議に呼ばれるのは、初めてではないかと思っております。感無量でございます。

日本の現代アートは、1986年にポンピドゥセンターが企画した「前衛芸術の日本」という展覧会で、1910年から1970年までの前衛が展示され世界的な評価を得ました。東アジアの片隅にある、日本という国が独特の近代を歩んでいると西欧の諸外国に知れ渡りました。

それを受けて、1995年に前衛芸術の中でも重要な「もの派」の展覧会が地方の4館の美術館で開催されました。これが「1970－物質と知覚」展です。

次に、2001年のブレア首相の時に、テートモダンという発電所を改造した現代美術館が造られます。それまでのテートギャラリーが手狭になったので、近代と現代美術を集める新しいギャラリーをこしらえたわけです。そのオープニングに、20世紀の中で都市がどういうふうに発展したかを美術で見せるプロジェクトがありまして、ニューヨークに住んでいるキュレーターの富井玲子さんが東京を受け持って「CENTURY CITY Tokyo 1967－1973」を企画しました。

それを受けて、国立国際美術館で「もの派－再考」展が企画されます。もの派というのは、1968年から1972年まで、多数の若いアーティストたちが日本独自の美術の確立を考えた表現活動です。明治以来、ヨーロッパからの影響や、アメリカの影響が強かったからです。日本独自の表現を編み出そうということで始まった芸術、運動ではないんですが、同じような傾向の作品がたくさんできました。

そしてアメリカで、2012年にMoMAが1955年から1970年をテーマにした「A NEW AVANT-GARDE」展を開催します。

とどめに、2013年、グッゲンハイムが「GUTAI」の展覧会をします。この展覧会では、1950年代の終わりから1960年代に、兵庫県芦屋市で、吉原治良さんが興した具体美術協会の抽

象表現主義的な作品群がニューヨークのグッゲンハイムに展示されました。

MoMAとグッゲンハイムは、それまで日本の1970年代までの美術を正式に認めることはなかったんですが、ポンピドゥセンター、テートモダンの勢いがあったものですから、遂にMoMAとグッゲンハイムはこのもの派と具体を採り上げたのです。

この一連の流れの中で、1960年代、1970年代の我が国の現代美術が欧米の美術館で確実に認知され、このコンテキストが世界の美術とどういう関係になっているかと問われる展覧会が増えていきます。この時代の日本の現代美術の価値がほぼ確実に世界から認められることになりました。

この価値が認められた直後から、価格の評価が始まります。欧米のコレクターや美術館が、1970年頃までの作品を買い始めました。ポンピドゥセンター、テートモダン、グッゲンハイムも、日本のこの時代の作品を集め始めたわけです。

海外では、美術館がコレクションし始めると、連動してコレクターたちがそれに向かって動き始めます。ここから価格が上がり、GUTAIの作品がサザビーズやクリスティーズのオークションで扱われるようになります。50年前に父が扱った500万円の作品が5億円になりました。

今日では、世界の各都市でアートフェアが開かれるようになっています。日本でも、1994年からアートフェアが開かれるようになりました。欧州では以前からアートフェアがあり、世界各都市にある画廊が出展して、それぞれの国の特徴的な作品を展示して売り買いしていました。私の父が1970年代にパリのアートフェア出展したときは、日本の現代美術はまだ世界で知られていなかったもので、ほぼ売れないで帰ってきた記憶があります。大変な経費がかかったようです。ところが、今でこそ東京画廊は2015年からアートバーゼルの、マイアミ、香港、バーゼルで、日本の現代美術の1960年代や、70年代の作品を扱う画廊として世界から認められ、前回のパリに出たアートフェアと打って変わって、相当の費用がかかっても、それを上回る売上げがなされるようになりました。

日本の場合は、早くから現代美術に興味を持っている美術館のキュレーターや館長がいたので、幸いにも具体や、もの派は美術館にかなり所蔵されています。ただ、コレクターが少なかったので値段がそこまで来なかったわけです。ところが、欧米ではコレクターが動くことによって、価値が価格に変わり、現在のような高額になっているのです。グローバルマーケットでは、金額の前に、価値が世界に認められることが非常に大事なわけです。すでに、1960年代、70年代の美術作品は世界に認められました。この先、1980年代、90年

代、2000年代の日本の現代美術が世界のアートマーケットで認められるのか。

今では日本の現代美術が世界に認められ、それなりの価格がついていますが、これを維持するためには様々な課題があります。1つは、日本の美術マーケットがまだ育っていないという問題で、日本の現代美術を買う日本人のコレクターまだまだ少ないということです。洋画と言われる近代美術を買うお客さんは国内のアートマーケットで成長しましたが、現代美術はなかなか国内のマーケットが育たないために、私たち現代美術を扱う画廊は海外に出ざるを得なかったのが実情です。海外に出たら、日本の現代美術が高くなって、日本のコレクターが買えない金額まで行ってしまいました。ですから、今では私どもの顧客のほとんどが海外のコレクターです。

これから、この価値の評価を確定するためには、日本の近代・現代を繋ぐコンテキストをどうしてもつくらなければなりません。欧米の場合はコンテキストによって作品の価格が決まっています。コンテキストがないと、一時、値は上がるかもしれませんが、長く持ちこたえられません。それを支える批評つまり近代・現代を繋ぐ美術史の研究者が我が国に不足しているのです。

それから、価格の評価に関して、国内でコレクターが増えないことに関係するのですが、コレクターはコレクションを作った後に、将来どうすれば良いか考えると手が出しにくい。我が国では、現代美術それから近代美術を消費財として国税庁が認定しています。ですから、消費税を美術品に掛けているわけです。美術品に、消費税を掛けているならば減価償却費ができるのではないかというので、国税庁が減価償却費を100万円未満まで認めるということになりました。500万や1,000万の現代美術に消費税を掛けている以上、資産財ではないんですね。ですから、今回ここに呼ばれたのは、日本の高額な現代美術を資産財として確定するための方策をどうするかという問題に差し迫っているからなのです。

国内のコレクターが買わない理由の一つに、相続税の問題があります。美術品は相続のときに資産財として認められないので、相続税を払うために美術品を売ったお金で相続税を払うことになります。

アメリカの場合は資産財として認められていますので、美術館もしくは博物館に寄贈する場合に、寄贈した美術品の総額が相続税から免除されます。ですから、アメリカのコレクターは、コレクション全体を美術館に寄贈できるので安心して蒐集するのです。

ところが、日本の場合、売却して相続税を払わなければならないので、コレクターが近・現代美術に向きにくいのではないかと思います。

ひとつの例を言いますと日本の1960年代、70年代の現代美術が価値として認められていないために、モノ派のシンボルとなる関根伸夫の「位相―大地」(1968)が既に海外のコレクターに渡り、そのコレクターは将来美術館に寄贈するということになってしまいました。日本に残っていなければならない大事な作品が国外へ出てしまったということですね。

今回、私からお願いしたいのは、日本は総合的な文化政策を至急つくって欲しいということです。2018年に文化芸術基本法というのができました。その文化芸術基本法をぜひ実行していただきたい。その中に文化政策という項目があります。

それから税制ですね。せっかく高額になった資産、財として認められるような美術品を特定美術品として認めていただき、相続税の猶予の対象としていただきたい。

将来、近・現代の美術品が資産として認められ、寄託されている美術品が寄贈される体制ができれば、コレクションが充実できていない美術館は、税の免除によってお金を使わなくてもコレクションの充実を実現できると思います。

美術館のコレクションが増えれば、それを活用する新しい日本の社会、つまり観光立国を実現できるのではないのでしょうか。

ですから、まず第一歩として、現代美術を特定美術品に加えていただきたいとお願いしている次第でございます。ご清聴をありがとうございます。

【小島会長】 山本さん、ありがとうございました。ちょっと時間が限られておりまして、申し訳ありません。

続いて5人目、日本演芸家連合代表理事・会長、落語芸術協会理事の三笑亭さんをお願いいたします。よろしく願いいたします。併せて資料のほうも御覧ください。お願いいたします。

【三笑亭氏】 三笑亭夢太朗でございます。本日は貴重な機会をいただきまして、本当にありがとうございます。座らせていただきます。

落語、そして講談、浪曲、たくさんの演芸がございます。その中で、落語そして講談が無形文化財保持者という方々、人間国宝が3人認定されております。本当にありがたいことでございます。

ただ、そのほかにもたくさんのすばらしい演芸というものが江戸時代から続いている、もっと前から続いている、そういったものがたくさんございます。例えば、太神楽曲芸、この曲芸というのは、日本の傘を使ってみたり、まりを使ってみたりという、英語でいうとジャグラーと言うんでございましょうが、日本独特の芸能、これはお正月であつたり、

祭事であったり、そういったときに町々を回って、皆様方に曲芸を見ていただき、そして獅子舞を披露して、そんなことで皆さんに親しまれ、また後継者も次から次へと親子代々であったり、つながっているわけでございます。

そして、浪曲という、これは浪花節と申しますけれども、これもやはり昔は江戸時分でございますかね、祭文語りなんというのもございました。それから発展して浪曲、辻でやっていたという、つまり、大道で演芸を披露していた、その浪曲、こういったものも我々落語と一緒に地方へ行きますとね、何か落語はくだらない、浪曲はいいんだと、そんな日本人のDNAを持っているおじさんお婆さんたちがたくさんおりまして、涙を流して聴いたりなんかしてくださっております。

そして、マジック、手品でございますね。これは和妻と申しまして、昔から手妻、和妻、そして水芸なんという、こういったすばらしい芸もあるんですが、場所とお金、いろいろとかかかってしまうんで、なかなか御披露できない。でも、ふだん寄席に出演しております。そういったときには分かりやすいものを皆さんに楽しんでいただく。

この寄席というのは江戸時分、寛政、文政、その頃には百何十軒あったというんでございますね。大きいところ、小さいところ含めてでございますが、その頃は昼間は芝居に行き、そして夜は寄席という、そんなパターンで夜の寄席が大変に喜ばれたということでございます。それから明治、大正、昭和等にかけてまして、東京にも100軒以上の、小さいところが多かったと思うんですがね、寄席がございました。

そして、太平洋戦争の後に、焼け野原になったところに再興して、東宝名人会だ、それから新宿末広亭は何日で建て上がったんですかね、大変な御尽力でもって再興していただきました。そういった寄席というところが演芸を披露する場所でございます。

今、定席ということで、1年365日、ほとんどやっております。我々演芸家連合がお願いして、昭和54年に国立演芸場というのを造っていただきまして、そちらのほうもみんなで活動しているわけでございます。やはり1年中、行けば誰かが何かをやっているという寄席、そして、そこに若手が集って、師匠に後からくっついていって、何かを教えてください、そして修行する。もちろん前座、二つ目、真打という、そんな段階で修行していくんでございますが、その修行の場でもあり、そして道場、また発表する場がこの寄席でございます。

寄席が今現在、東京では国立を含めて5軒でございますか、そして小さいところが4軒ほどでございます。大阪には繁昌亭という独自で作りました寄席がございます。そのほかに、

吉本、松竹、それぞれの会社が持っている演芸場等がございますが、それがこのコロナでもってだんだん疲弊をしております。

そんなことはともかく、やはり寄席、演芸というものが、ぜひ浸透しているものをぜひなくならせないように、お力添えをいただきたいと思いますと思うんでございます。各演芸の分野、例えば漫才は三河漫才もございます。それから発祥して今の漫才ブーム、漫才が出来上がったりなんかしております。そういった大もとがあつての今現在でございます。その披露できる寄席をぜひぜひ、応援というか、指定登録でございますね、ぜひそういったところをお考えいただけたらと思います。

非常に演芸という細々とした世界でございますが、皆様方のお力添えをぜひお願いしたく、本日上がりました。どうもありがとうございました。

【小島会長】 三笑亭さん、ありがとうございました。

以上で5名の方々の御報告が終わりました。それぞれの分野から、茶の湯、それから書道、美術、食文化、現代アート、演芸というふうに、様々な現場からの御報告をいただきました。限られた時間ではありますけれども、今から25分間ほど、5人の方々の御発表につきまして、質問や御意見を伺いたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。お願いいたします。

【島谷代理】 まず、熊倉先生の御報告を聞きまして、非常に感銘を受けました。上位概念、下位概念というふうに分けて考えることができるかどうか分かりませんが、有形文化財で指定されているものは、すなわち茶の湯があつてからこそというのは、非常にそのとおりだと思います。

書においても、私、専門が書でございますが、様々なものが、漢字も仮名もございますけれども、それもいろんな職人さんたちによって支えられている部分がありますので、日本の生活文化としてこういったもの、食文化も加えて、伝統芸能、それから現代アートも含めて、生活の中におけるこういった芸術活動を何かしら国が保護するというのは非常に必要なことだろうと思っております。

ただ、今日の前半と後半と分けたように、前半と後半ではちょっと意味合いが違うので、それを一緒にくくって整理をするというのはなかなか難しいことかと思っておりますので、その辺、皆さん方で知恵を出し合って、日本文化として残していく必要があるというふうに考えております。それぞれが問題を抱えているところがございます。

質問というより意見でございますが、まず、前半後半をどう整合性を持たせて、指定、

認定、いろんな表現があろうかと思いますが、保存、活用に向けて進めていければいいかなというふうに強く思いました。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

【岩崎委員】 まず、茶の湯と書道についてなんですけれども、茶器等有形であれば国宝なり指定が進んでいます。

何で無形文化財という枠組みでなかったのかなというふうに今ちょっと考えていたんですけれども、恐らくそうしたものを有形での指定が進んだ背後には、茶の湯でも書道でも日本特有の大切な文化であるという認識があったんだろうと思います。

しかし無形文化財の対象とならなかったのは、それは無形文化財が、人もしくは団体を指定するものだからだろうと思うんですね。例えば、茶の湯でどなたかを人間国宝、重要無形文化財に指定しようとなったときに、たくさんの流派があって、そこに甲乙は恐らく付けられないんじゃないかなと思うんです。それぞれの流派が家元制度を持っていて、それぞれ伝統文化の継承のために尽力をされているわけで、そのところを序列づけすることは国として難しかったんじゃないか。つまり、西洋の文化の中にあるものであるから排除されたということではなくて、むしろそういう継承、維持をよりよく図っていくために、誰か一人を卓越したものとして認めるとか、どこかの流派だけを卓越したものとして認めるということをあえて避けたんじゃないかなというふうにも思うんです。

茶の湯と書道の御意見を出した方にお尋ねしたいんですけれども、仮にこういうものが登録文化財の対象になったときに、どんなふうを選定理由というものを考えていけるのかということですね、具体的な問題として。文化庁の調査官の人たちがこういうことをやっていくようになるんだろうと思うんですけれども、じゃ、誰が芸術上最も優れているのか、誰が最も伝統的なのかという辺りの基準というのが恐らく誰も決められないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点はどのように考えられるのでしょうかというのが、お茶と書道に対しての問いです。

また、それからもう1点、あと1つは、食文化についての御説明をいただきまして、資料も見させていただいて、地域の文化振興にとって食というのはとても大切なものなんだということを改めて感じました。そういうふう考えたときには、生活文化というところに埋没させるのではなくて、むしろ民俗文化財という枠組みでその土地土地の特殊なというか、特徴のある食材を使った郷土のお料理とか食文化というふうにしたほうが、現在の地域創成というものに対しては有効なんじゃないか。生活文化というところで一般化するよ

りも、地域性をアピールしたほうがいいんじゃないか。

もしそうだとすると、国内の無形民俗文化財の枠組みの中で食というものを位置付けるような検討ということが方向性として考えられるのではないかなというふうに思いました。

あと、それから現代絵画なんですけれども、私は本当に不勉強で、そんなに60年代、70年代の日本の現代美術というのが国際的に認められているということを知らなかったんですけれども、もしそうだとすると、それは生活文化の中で対象にするよりも、文化財保護法の定義の第2条のトップに挙げてある絵画の枠組みの中で、これまで指定の対象になっていなかったような、今は評価が定まった1970年代ぐらいまで下げるとか、そういうことを美術の専門家の間でよく検討されて、登録にせよ、むしろそういうところでの指定なり、登録なりということを考えたほうが、芸術振興、芸術の保護とか、実際に指定される側、あるいは登録される側としては、そっちのほうがいいんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですけれども、この点はいかがでしょうか。

それから、最後の演芸についても、今までは古典落語と講談だけですけれども、無形文化財の中です、そういうところに項目を増やしていくというようなことであれば、きちんと議論がされて、学術的な価値付けというのがきちんとなされれば、項目を増やすことはできていくんじゃないか。つまり、演芸の中に項目を増やしていくというような整理でもってやっていけるのではないかなというふうにちょっと思いました。

むしろそっちのほうが、それぞれの分野の中にいらっしゃる方にとっては意味が大きいといえますか、生活文化の中にはめ込まれるよりも、むしろ伝統的な演芸の枠組みの中に入っていたほうがよりよいのではないのかなと素人ながらちょっと思いました。

以上です。

【小島会長】 お願いいたします。

【熊倉氏】 熊倉です。今のお話は非常に大切なところですが、先にちょっとほかの領域まで出しゃばった話をして申し訳ありませんが、私は和食文化国民会議の前会長もしておりましたので、和食文化についても一言申し上げたいんですが、今日、中澤さんがおっしゃった、例に引かれたのは確かに郷土料理的なものを引かれたわけですが、日本食文化の中の洗練された部分は、一方で日本料理という分野がありまして、かつて湯木貞一という吉兆という店の創始者は文化功労者にも認定されておりまして、既に食文化というものを文化として認めようという方針は30年ぐらい前にあったと思うんです。ただ、それが途中でなくなっておりました。

食文化の中でも民俗資料として、民俗文化としてじゃなくて、もう少し洗練された部分がありますので、それについては民俗文化財として考えていくだけでは不十分だろうというふうに思っております。郷土料理については、京都府で既に無形文化財として指定されておりますが、そういうふうな方向が国でもやっていけないのではないというのが1つです。

書道につきましては、これはまた高木先生からお話があると思いますが、書道の場合ちょっと違いますのは、芸術院会員という1つの国としてのもてなし方が既に制度化されております。そういう意味で、芸術院会員として遇されるような、そういうところはまだまだほかの分野にはできていない。

じゃ、どうやってそれを選定するのかという今のお話ですが、当然、これは茶の湯文化保存協会というようなものをこれから立ち上げて、そこで第三者の方々の意見を取り入れながら、その選定に進んだらと。ですから、流儀を超えた評価というものが行われる必要があります。

でも、例えば今、裏千家の前家元であります千玄室さんは既に文化勲章などもらっておりますので、こういう方は人間国宝としてどなたから見ても遜色のない存在だと思っておりますし、そういうふうな流儀の家元を超えた方もおりますので、これからしかるべき人物を重要無形文化財の保持者として認定することは決して困難なことではないと私は思っております。

【小島会長】 ありがとうございました。岩崎委員から、熊倉さんから5人の方々にそれぞれコメントや質問がございましたので、続いて、高木さん、お願いできますでしょうか。

【高木氏】 失礼いたします。熊倉先生、書道にまで言及していただいてありがとうございます。

書道も、今、芸術院会員という話が出ましたけど、文化勲章受賞者も多数出ておりますし、そういった面では、書道というものは日本の文化の中で非常に根づいているとは思いますが、基本的に考えますと、その部分だけを取ると、書道というものが危機的な状態に陥るのではないかなというふうに考えています。

というのも、今現在、我々書美術振興会が関わっているもう一つの団体に、書写書道教育推進協議会というのがありまして、小学校・中学校で書写の時間は確保されていますが、実際に指導する先生が非常に少ない。そこで書写の授業が行われないという状態で、それを今、ぜひそういう専門的な書を教えられる先生を育成してほしいということで、推進協議会としては、大学の教育学部の中でしっかりと書写教育を指導して、教員養成をし

ていただきたいというようなこと、これも1つの書道の底辺の開拓だというふうに我々は思っております。

もっと言えば、高校の書道教員、東京都の都立高校の中に書道の専任が一人もいないという、この非常事態も大きな問題であろうというふうに思っております。

そういうことも含めながら、また、いわゆる国民の全体が必ず子供の頃に行ったのは何だろうということの定義を考えたときに、どうしてもほとんど子供たち、国民が書き初めをやっているということで、日本の書道文化は当然立派な方がたくさんいらっしゃるんですけど、書き初めというものを国民全体が経験しているというところに狙いを置いて、ぜひそういう今までしゃべったことを登録させていただければ、大いに発展していくんではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。中澤さん、お願いいたします。

【中澤氏】 先ほど熊倉先生からフォローしていただいたとおりで、私のところでは、どちらかというと地方のことについて、地域のことについてお伝えしましたが、和食、日本の食文化としましてはいろいろな要素がありますので、無形文化財の部分と無形民俗文化財の部分でいずれも検討いただいて、今後継承活動に努めていくことが大事かと思っております。

あと、追加して申し上げますと、食文化を学ぶ機会が、今、食育の中で、小中学校では比較的行われているのですけれども、高校や大学においてできちんと食文化を学ぶという機会がまだ十分に提供されていないのではないかと思っておりまして、教育も併せてみんなで食を文化財として大事にしていくというような動きができればと思っております。

以上です。ありがとうございます。

【小島会長】 ありがとうございます。続けて、山本さん、お願いいたします。

【山本氏】 ありがとうございます。鋭い御指摘で、現代美術が生活文化の中になぜ入っているかということが、私も非常に異論があるところなのです。現実には、現代美術自体が消費される消耗品だということなので、生活の中で消費されるものだという認識が強いのではないかと思います。

これを資産とするために不可欠な、公的鑑定機関が日本にございません。欧米は公的な鑑定機関ありますので、鑑定評価というのが生まれるのですが、日本にはその鑑定評価をする機関がございません。ですから、資産として認めていただくために、私が常務理事を

している全国美術商連合会が公的鑑定機関を設立する施策を考えています。

それから、お茶やお花など書に関係するのですが、例えば私どもが採り上げている前衛書が、Mプラスという香港にある中国の最大の現代美術館に買っていただきました。多分、井上有一の作品も買っていると思います。現代書道の中で前衛の書が海外に美術品として認められて、購入されるようになりました。

そして、工芸も生活道具から1つ踏み出して、鑑賞用の現代工芸がヨーロッパやアメリカで珍重されています。

先日、私の知り合いのニューヨークのギャラリーでも、日本の近代の工芸が大きな金額で売れたということを聞きました。これから魯山人なんかもアメリカで売り買いされるのではないかと思います。今後、生活文化の中でどういうふうに美術品を扱ったらいいのかということと関係します。

生活文化の中でお花やお茶を楽しむとか書を嗜むことは、物と切り離せません。例えば書ですが、書は床の上で書きます。水墨画もそうですね。西洋では画面を立てて描きますが、抽象表現主義の代表であるジャクソン・ポロックやイブ・クラインは床の上で描きました。東洋の生活文化である床の上で描くことが欧米でも普通になりました。

ということで、日本独特の表現はどうしても生活様式と切り離せません。美術品の場合はまだしも物なので、切り離せられやすいのですが、それでも生活文化と切り離せないゆえに公的鑑定機関ができにくいことにも跳ね返ってくるわけです。ですから、ここをどうやって皆さんと一緒に日本の文化を世界のスタンダードに照らし合わせて理解していただくということがすごく大事だと思うのです。

食に関しても、フランス料理だと味の決定を一人のシェフがしますが、日本の出汁というのは、昆布とかかつおぶしなど加工したものを調理人が調理して味ができるので、誰が味を決定しているのかということが西洋料理と違う。それからレシピがないことも、これは日本の現代美術に欠けている説明力にも通じるところがあります。中国とも違う、韓国とも違う日本独自の文化が、どのように世界に影響を与えているのかを文化政策の中で考える時が来ているのではないかなと思います。

その上で新しい税制というものをぜひ考えていただきたいと思います。

【小島会長】 ありがとうございます。三笑亭さん、お願いいたします。

【三笑亭氏】 ありがとうございます。どうしても大衆演芸、芸能というのは、イコール笑いということで、何となく下に見られるということが結構ございます。

でも、笑いというのは大事だろうと思うんでございますね。我々の大先輩でございます、神とも崇めるような、中興の祖と言われた三遊亭圓朝師匠がお作りになりました落語、たくさん歌舞伎も取り入れられております。ということは、笑いが全てではなく、その奥に人間の人情、機微、いろんなものが含まれていると思うんでございます。

今、新作落語というものも新しくたくさん出来上がっております。例えば、大阪の桂文枝師匠、百何十席という新作落語を作りました。それを自分だけじゃなくて、若手がやりたいと言え、どうぞおやんなさいよというんで、門戸を広げて、皆さんでそれぞれに味を含めて、かみ砕いて、あなたのお好きなようにおやりなさいよという、そういった継承というものも出来上がっております。

我々の演芸の中に、やはり先ほど岩崎先生でございますか、ありがとうございます。学術的裏づけがあれば、部門を広げて、いろいろな落語、講談だけではなく、それぞれの芸能の分野も認めていいんじゃないか、認めてくれるかもしれないという、非常にうれしいお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。

寄席をはじめとして、そういった発表の場、ふだん興行と、つまり、お金に絡んで営業しているところでございますが、これは辞めてしまったらそれでおしまいなんでございます。何かその後押しをしてくださる何か知恵がございましたら、ぜひぜひ作っていただけたらなと心から思います。

あんまり長いことしゃべっておりますと、いけません。この辺でお時間でございます。ありがとうございました。

【小島会長】 お心遣いいただき、ありがとうございます。

ちょっと時間が過ぎておりまして、40分で質疑を終えたいと思いますけれども、熊倉先生、私のほうから1つお尋ねしてよろしいでしょうか。先生の御説明の中で生活文化と民俗文化というお言葉がありました。この2つをうまく整理することで、この後半の議論の1つの道筋が作れるような気もいたします。

今日の話を皆さんから伺っていると、生活文化と熊倉先生が御説明されているような内容は、教育ですとか教授ですとか稽古とか、そういったものを介し日本に定着したものを前提としているように思います。

それに対して民俗文化というのは、家の訓えであったり、地域の訓えであったり、日常生活の中で身に付けられていくようなもの、そういったものも含めて民俗文化というふうにとらえていくと、今日の5名の方々の御報告の内容というのが、生活文化という対象をきち

んと概念整理していくことで、ある位置付けができるような気がいたしました。先生のお考えはいかがでしょう。

【熊倉氏】 そのとおりだと思います。ものによっては、民俗文化で分類して登録したほうがいいものもあり、そうではない生活文化として登録したほうがより有効なものがあると思います。

民俗文化とは言えない、先ほど山本さんのお話大変面白いと思うんですが、言ってみれば、古田織部の茶碗なんていうのは当時のモダンアートなんですね。今、逆に今度、現在の茶会を見ておきますと、井上有一が掛かっていたり、杉本博司さんの写真の海景が床の間に飾られて、茶の湯が行われるというような現代アートとのコラボレーション、現代アートを取り込んだ茶の湯が盛んであります。

つまり、そういうふうに住生活そのものをどうやって質的に高めていくかといったときに、生活文化という日本人が培ってきた伝統が非常によく生きてくると私は思うので、その部分は生活文化として指定の方向で考えていただいたほうが、より有効に、また今後の保護、継承がうまくいくんじゃないかというふうに私は考えております。

【小島会長】 ありがとうございます。

ちょっと私が余計な質問をしてしまって40分過ぎてしまったんですが、大体よろしいでしょうか。私が余計なことを言わなきゃよかったんですけども。じゃ、お願いいたします。

【児島委員】 児島でございます。岩崎先生からの御指摘が大変的確で、ありがたく思っておりますが、その後、山本さんのお話で、確かに現代アートは生活文化と切り離せないというものはあるんですけども、1点、登録有形文化財として美術工芸品というジャンルがありますので、そもそもこの中に現代アートできちんと認定をされたものが入れないのかというところを、私としては今後議論させていただきたいと思うんですが。今の規定ですと、原則として制作後50年を経過した物であって、歴史的もしくは系統的にまとまって現存した物、または系統的もしくは網羅的に収集されたものという規定がございますけれども、この50年という縛りから現代アートというものが漏れてしまうわけなので、ここを何とかして現代アートも含めていけるような方策をまた議論させていただければと思っております。

【小島会長】 ありがとうございます。

まだ御質問等多々あるかと思いますが、予定した時刻を大分超過しております。進行の

不手際をおわびするとともに、一応ここで後半のヒアリングの会を閉じさせていただきたいと思います。改めまして、熊倉さん、高木さん、中澤さん、山本さん、三笑亭さん、本日は貴重なお話を伺い、ありがとうございました。

それでは、皆様ここで御退席ください。どうもありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたりましたので、5分ほどトイレ休憩を取りたいと思います。不手際で申し訳ありません。あの時計で50分から再開で、最後の議論を集中してやりたいと思いますので、5分間だけ休憩時間とさせていただきます。

(休憩)

【小島会長】 皆様、おそろいでしょうか。オンラインで御参加の委員の皆様もよろしいでしょうか。大変時間が超過して申し訳ありません。

最後の全体の討議のほうに移りたいと思います。

ここからは、委員だけの意見交換ということになります。当初の予定ですと、もう既に終わる予定の時刻だったんですけれども、50分から再開をいたしましたので、17時15分、5時15分までで質疑を終えたいと思います。なお、今日はあくまでもヒアリングを基にして私たちが確認できた課題等を確認するという場ですので、結論を出すということではなくて、次回での検討内容がより明確になるような方向での協議をしていきたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の議論も踏まえた事務局からの補足説明をお願いいたします。事務局からお願いいたします。

【鍋島課長】 それでは、私、鍋島より、少しだけお時間をいただければと思います。

資料としましては、資料4の横長の紙をちょっと御覧ください。文化財保護法の各制度の概要（有形文化財、無形文化財及び無形の民俗文化財）、これを表にしたものです。それぞれの詳しい内容は、さらに参考資料として、まず黄土色の重要無形文化財のリーフレット、失礼しました、最初に白い建造物の関係の登録文化財のリーフレット、それから美術工芸品の登録有形文化財の資料、そして先ほどの黄土色の資料、そして記念物の資料、それから民俗の資料と、5つほど用意しておりますので、またどこかで御覧いただければと思います。

では、資料4を御覧いただければと思うのですが、前回の御議論、そして本日の御議論でも、まず登録制度が先行して導入されています有形文化財のところについての検証といいましょうか、実情を少しお話しさせていただくのと、無形につきまして、前半のヒアリン

グの際でもお話、随分深めていただきましたが、記録選択の制度がありますので、それに関するところを少し補足させていただきたいと思います。

この表の中でありますように、指定につきましては、有形でも無形でも、昭和20年代の前から、もっと言えば明治以来からずっとやってきている制度ですが、一方で、少し緩やかな制度の登録というのが、有形でも指定の隣にあります。建造物が一番先に導入したのですが、ちょうど阪神・淡路大震災の非常に大変な災害の中で、建造物、平成8年、震災直後に、これは何とかしないといけないのではないかとということで導入してきたような経緯があります。指定がされていない建物でも、大分崩壊してしまったような事例もありましたので、何とかこういったものを復旧していく必要があるのではないかとというようなことも背景にありました。

美術工芸品は、少し遅れますが、平成17年に導入されており、ここにはちょっとありませんが、記念物も同時に導入されています。また、有形の民俗文化財も同様に、少しずつ登録が、より緩やかな制度として導入が始まってきました。

件数は、建造物は約2,500件の指定物件に対しまして、登録のほうは約5倍ぐらいの1万2,000件、この二十数年の間ですが、非常に保存活用が進んできております。

一方で、美術工芸品は1万件ぐらいの指定に対しまして、件数でいうと17件となっていて少し少なく見える部分もありますが、これは先ほどのパンフレット類の2番目ですが、美術工芸品の場合は、通常の指定でいいますと、1つの単体で指定するようなものが基本ですが、参考資料2にあるように、先ほど山本代表のお話にもありましたようなコレクションという形で登録を進めていく形になっています。17件ではありますが、約200ぐらいのものから6万点に及ぶようなものを、登録を進めてきたということがありますが、ただ、これが数として十分なのかどうなのかという議論は、この美術工芸品も含めて、先生方御指摘の部分もあると思います。現在の制度を活かしていくことも非常に大事ではないかと思えます。

資料の下の方に行きますと、例えば許可制が届出制と少し違うとか、一番下の支援措置のところも、税制のところも、所得税とか法人税の優遇措置が指定にはあるのですが、登録にはなかったりとか、一番大きなところは、国庫補助ですが、有形の建造物等は、保存、公開をするに当たり2分の1までの国庫補助支援がありますが、登録になりますと、より緩やかなものということもありまして、設計管理、公開活用に関するところだけの支援内容になっています。

無形につきましても同様に、無形民俗の指定ということにつきまして、件数等を入れさせていただきます。

記録選択が一番右側にありますが、これは昭和29年、昭和50年から始まっている制度で、特に無形民俗は、数としては600件ほど、無形民俗の指定と比べますと倍ぐらいありますが、一旦記録を映像等で、ないしは書籍等で整理をするという形になっていますので、規制とか公開とか支援措置ということは、基本的にはあまりないような形になっていまして、具体的には記録作成や公開事業をされる際の助成をしているというのが実情です。

文化庁で、全ての新しい登録の制度につきまして十二分に活用できているかという、必ずしもそういった面ではない部分もありますが、それぞれの指定、登録という2つのものだけではなくて、それぞれのジャンルごとに少し考え方が違っていることなんかもありますので、そういったことも含めて、ちょっと御覧いただければと思います。

以上でございます。

【小島会長】 ありがとうございます。残り15分ほどですが、委員の皆様から御意見等ちょうだいしたいと思います。

まず、滝委員、お願いいたします。

【滝代理】 中澤さんの発表がありまして、そして岩崎先生からの地方の食文化の話で、実は地方創生というのが喫緊の課題でありまして、先生がおっしゃった無形民俗文化遺産と、2つに分けてという、実はそれに大賛成でありまして、無形民俗文化遺産のほうは、地方の郷土の食材を使った、いわゆる無形民俗文化遺産というものをきっちりやっていくというのは、とても来るべきインバウンド産業に直結する、フランスの美しい村構想なんかはそのところをベースにしていますけど、それに負けない1つの展開ができるんじゃないかなと思って、蛇足かもしれませんが、私の意見として述べさせていただきました。

【小島会長】 ありがとうございます。

委員の皆様、何か御意見等ございますでしょうか。

【齊藤委員】 いいですか。

【小島会長】 はい、お願いいたします。

【齊藤委員】 齊藤です。事務局がつくってくださった資料をつくづく拝見していて、さっきも御説明にありましたように、分野によって進み具合がかなり違う。登録のところの建造物を見ると、1万2,685件で、平成8年からだから二十四、五年、1年間に530件以上登録しているんです。文化庁の建造物課は、どのような形で実際に年500件を超える登録をな

さっているのでしょうか。地元の所有者が資料をおつくりになって、それを主にまとめる形でしょうか。

【豊城文化財鑑査官】 よろしいですか。

【小島会長】 お願いします。

【豊城文化財鑑査官】 鑑査官の豊城と申します。建造物につきましては、全国的な悉皆調査をしているんです。それ以前には、例えば昭和40年代に学会の委員会のほうで近代建築のリストを全国的につくっている。その後、民家の全国調査、近世社寺の緊急調査、近代和風、近代化遺産ということで、全県悉皆調査をしているんです。そこでまずリストが出ているんです。

それがあるので、登録の要件としても、そこに掲載されているものはどんどん地元から上げてくれていっていることができています。そのベースになるものがあるので、このペースでいっているというのが実態です。

【齊藤委員】 ありがとうございます。やはりさっきどなたかがおっしゃっていましたが、学術的な調査が基礎にあるということなんですね。

でも、かといって、美術工芸品が年間だと1件ぐらいつつしかやっていないのは、調査が行き届いていないというよりは、何なんでしょう。よく分からないんだけど、コレクションに限定されたからこういうことになっているのでしょうか。

【豊城文化財鑑査官】 よろしいですか。私が調査官等から聞いている1つの要因として、登録されたことにより、その作品がある価値を持つと。そうすると、商業ベースでいろいろ動きがある。贋作のようなものまで見きれないというのがあって、一度にたくさんの登録というのは見極めるのも困難だし、調査官、人的な制約もあるかと思います。

【田村文化財第一課長】 補足してよろしいですか。今、コレクション対象にしているのはどうしてかというのが鑑査官の御指摘だったと思います。

実際、どうしてこういう数になっているのかといえ、やはりコレクションを対象にしているということがあげられます。希望が出てきているものはどんどん取り上げていくような形にしておるんですけれど、今要望が来ているのが、こういう数になっているというところでございます。

ここからは私の推測でございますけれども、建物の場合には、やはり維持管理に非常にお金がかかります。対象になりますと、固定資産税が建造物の場合減免されると、非常にメリットがございますけれど、美術工芸品の場合には、そういった特典もない状況でござ

いますので、コレクションの中でこのぐらいの希望が上がってきている、という状況なのかなと思っております。

以上でございます。

【齊藤委員】 ありがとうございます。ついでにといっちは何ですけど、無形のほうの各個認定116人というのは、別にこれは予算上の定員があるとパンフレットには書いてあるから、予算が増えなければ数も増えないということなんですか。

【田村文化財第一課長】 そうです。

【齊藤委員】 そうなんだ。

【田村文化財第一課長】 どなたかが亡くならないと、平たく言うとそうです。私が答えるとあれなんですけど。

【齊藤委員】 分かりました、ありがとうございます。

【小島会長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。お願いいたします。

【島谷代理】 さっき岩崎先生から、書道のほうはいろんな分野があって誰を選ぶか非常に難しいというような話がありましたけれども、今、たまたま保持団体とか各種選定というので、工芸の無形のところの話が出ましたけれども、こういうふうに116という数字は、ある程度補助金で割って出てきているわけですから、そういう形で、予算とかあれば……。

【岩崎委員】 重なっているかもしれないんですけども、要は、登録制度というものをつくったときに、機能しなかったらあまり意味がないんだと思うんです。今日の前半の話を聞いていても、結局、自治体が欲しいのは支援なんですよ。登録文化財の有形のほうを見ても、税制とか国庫補助の修理なんかでもありませんし、結局、制約が増えるだけであまりメリットが少ないというような部分が、私は日本史ですので、美術工芸の分野になりますけれども、実際のところ、そういうことがあると。だから、指定の反対給付で何がしかの、あるいは登録されることによつての何がしかのプラスがあるのであれば増えるのかもしれないですけども、なかなかそのところが難しいんじゃないかなというふうに思います。

美術工芸品の登録文化財の結構多くが、大学とかそういうところにコレクションとして残っているような、そういう資料であるというのをどこかで聞いたことがあります。どこまで確かなことなのかが分からないので、もし違っていたら申し訳ないんですけど、大学でそういうことが行われるというのはどういうことかという、今、改組とかいろんなことが進んでいます。予算も少ない中で、近代に入ってから様々大学が集めてきた資料とい

うのが存亡の危機にさらされるというようなことも実際問題としてあるんですね。そういうときに、お金はいらないけれども、登録文化財であるという網をかけてもらうことによって、大学の中でその価値というのを認めてもらうというか、それはメリットですよ。登録をしてもらうことによるメリットというのが組織内にあるから、そういう動きがあるというのは聞いたことがあります。

実際、私も大学にいまして、様々そういう場面に遭遇することがあって、ちょっと登録文化財にできないのかなとかいう話は実際によくしますので、そういうニーズは多分あるんだろうと思いますけれども、恐らく、文化財行政としては、そういうある程度組織的に予算もあるようなところではなくて、個人が持っているようなものが散逸しないようにとか、そういうことが必要なわけで、そういうことからすると、現在の有形の登録制度というのはあまりうまく機能していないんじゃないかなということなんだと思います。

これを広げていこうというのが今回のお話なんだろうと思いますけれども、その場合は、例えば先ほどの現代美術を、仮に生活文化の枠組みの中で登録文化財とするのであれば、それは特別だとかということで税制の優遇措置が取れるという話であれば具体的なメリットはあるわけなんですけれども、それ以外のものに対して、本当にどうなのかと言われたりですね。

今日のお話を聞いていると、それぞれの地域で文化振興というか、文化財の保護というか、一定のものを維持していこう、無形文化財を維持していこう、民俗文化財を維持していこうとなったときの保護というか、むしろそっちのほう地域がニーズには合っているんじゃないかなという印象が結構強かったというのが意見です。それは、この資料4のことについてです。

あとそれから、今日の後半の議論で、生活文化についてなんですけれども、私、生活文化のことが言葉でいつぐらいのから使われだしたのかを調べたことがありまして、2002年になります。割と新しいんです。そして、それは文化芸術の振興の枠組みで議論されてきています。文化財保護法に関わる問題として、この生活文化というのが議論されるのは、今回が恐らく初めてじゃないかと思うんです。今日ヒアリングのときに来られていました佐々木先生が、しっかりとした学術的な調査研究が進んでいるということが、文化財というのは大事なんじゃないかというような御指摘をされていたんですけれども、それはとても大事なことで、そこを曖昧にしてしまうと、文化財の地盤沈下があって、文化財そのものの価値というものが認められていかなくなると思います。今回はそういう問題を文化庁

として初めて議論したという機会としてはいいとは思いますが、結論を出すには、やはり時期尚早ではないかというふうな印象をすごく持ちました。お茶と、書道と、それから現代芸術と、寄席というのを全て合わせて、生活文化とは何かというふうな定義づけというのはかなり難しい。よほどアクロバットしても、かなり難しいんじゃないかなというのが率直なところです。

以上です。

【小島会長】 島谷代理の発言の途中でしたので、すいません、もう一度御発言をお願いいたします。

【島谷代理】 さっき言いたかったのは、岩崎委員が、書道なんかはどの流派を選ぶのが難しいですねという話をされたのを受けて話をしようと思ったんですが、質問ではないですから聞いておいてください。

無形の各種認定が116人いるというのを、さっき齊藤先生が確認をされておられましたが、これにつきましても、焼き物であるとか染色であるとか、いろんな各工芸分野の人数をしかるべく選定して数字を出していますので、予算ありきのことなんです。ほかの、今問題になった、生活文化の中におけるお茶にしてもお花にしても生け花にしても書にしても、そういう予算の裏づけがあれば、そういった設定のような形でもできる可能性があるんじゃないでしょうかということ言いたかったんです。

さらに言うならば、伝統を重んじているものだけをそういうふうに指定をするということになると、現代アートというのはちょっと50年という縛りがあるから難しくなると思うんですが、全てにおいて、例えば食文化にしても、お茶にしても、書道にしても、生け花にしても、その時代とともに様式を変えてきているわけです。絵画様式もそうですけど、寝殿造りから書院造りになって、それによって絵画形式も変わるし、書も形を変えていくし、演芸につきましても、支援者によって能が支援されたり歌舞伎が生まれたりというように、時代とともに変わってくるので、そういったものを生活文化として考えてやるならば、一括して全てできるとは思いませんけれども、生活文化を支援していくという文化庁さんの方針というのは、難しいけれども考慮する余地はあるんじゃないでしょうかということが言いたかっただけです。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

もう一方、お時間ありますので、どなたか。

【齊藤委員】 もう一人だけ。私、しゃべり過ぎたから、どなたかどうぞ。なければ。ああ、どうぞ。

【小島会長】 松田委員、お願いいたします。

【松田委員】 本日のヒアリングに即して所感を申しますと、島谷委員がおっしゃっていたように、前半と後半の議論の接続が課題で、これからどういうふうにやっていくのか、難しいけれどもやっていくしかないのかなという印象を受けました。

前半のお話を聞いていると、無形にせよ無形民俗にせよ、既存の分野に対しては登録制度が必要だということがまだ十分に説明しきれていないような気がしました。記録選択と指定の制度をもってできることがまだまだあるような気がし、既存の分野、すなわち芸能、工芸技術、風俗、慣習、民俗芸能、民俗技術に登録制度を適用させるためには、もう少し理論武装が必要だと思いました。

しかし、後半のお話を聞いていると、やっぱり新たな分野、とりわけ生活文化に登録制度を設けるというのは、ある程度説得力があるような気がしました。その意味でも、やはり前半と後半の話がどう結びつくのか、整理が必要かなと感じました。

前回のこの会で、無形と無形民俗にそれぞれ国の登録制度を作ったときに、どういうふうにこの二つの間のすみ分けというか、概念整理をやるべきかが難しいですね、というようなことを私は申しましたが、先ほど小島会長がおっしゃってくださった、民俗文化と生活文化の概念をうまく使い分けると、ある程度クリアできるかなという気がしました。つまり、民俗文化は無形民俗に当て、生活文化については、地域に限定されているというよりは、ある程度全国的な広がりを持った生活文化、例えば茶の湯であったり書であったり、そういったものであれば、無形文化財に当てる。このように整理して登録制度を考えていけば良いのかなと、そんなことを感じた次第です。

以上です。

【小島会長】 ありがとうございます。

まだまだ議論は尽きないんですけれども、次回、11月20日がこのヒアリングを踏まえた論点の整理ということになりますので、一度この会は、この時間、15分になりましたので、閉じさせていただきます。この場で、まだ御発言されなかった内容等で、具体的に事務局のほうにまたお伝えいただければ、次回のヒアリングを踏まえた論点の整理という中で反映していけると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の第3回会議は11月20日金曜日、10時から、時間が今度10時からとなります。なお、

先ほど申し上げましたように、この会場の後からでも結構ですので、さらに御意見等をお寄せいただければと思います。

今日の予定した時間を15分超過いたしまして、不手際をお詫びいたします。今後も活発な御審議を賜りたく、各委員の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、長時間にわたり、また貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

— 了 —